IMES DISCUSSION PAPER SERIES

戦前期株式市場のミクロ構造と効率性

Discussion Paper No. 2009-J-17

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。 http://www.imes.boj.or.jp

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考: 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

戦前期株式市場のミクロ構造と効率性

寺西 重郎*

要 旨

本稿の目的は、戦前期におけるわが国の株式市場のミクロ的な構造と効率性と の関係を、1893年に施行された取引所法に関連づけて考察することにある。こ の取引所法は、清算取引に関してのみ取引所への取引集中義務を定めたこと、 取引所の地域独占と営利性を認めたこと、仲買人による自己売買を許容し、取 引所の強制賠償責任を定めたことなどで、戦前期証券市場のあり方を強く規定 するものであった。取引所法が証券市場の機能に対して持った影響は、同じ年 に施行された銀行条例が銀行業界に対して持った影響に匹敵する大きなもので あったと思われる。効率性は以下の4点に関して検討される。第1に、株式取 引所および場外市場での株式所有権の移動が十分活発に行われたか否か、第2 に、株式取引所及び場外取引で決定された株式価格が過去の価格情報を十分反 映する形で決まっていたかどうか、第3に、株式価格が企業の収益にかかわる 公開情報を十分反映する形で決まっていたかどうか、第4に、株式取引所での 売買に伴う資金需給がマクロ金融市場の需給と十分な関係を持っていたか、で ある。最初の2点については肯定的な結論が得られ、第4点についても次第に そうした傾向が強まったと考えられる。しかし第3点については、肯定的結論 は得られなかった。これは取引所法の下で一種の逆選択による仲買人の質の劣 化が進み、彼らが十分な企業情報を入手し得るだけのレピュテーションを持た なかったことにもかかわっている可能性がある。

キーワード:株式取引所、現物市場、先物取引、情報効率性、資本市場、 戦前期、株式

JEL classification: G14, G18, N25

2009年2月の金融史ワークショップに於ける指定討論者伊藤正直、南條隆両氏並びに、石井寛治氏をはじめとする参加者の方々からの貴重なコメントに厚く感謝する。また宇都宮浄人氏からは個人的に有益な助言を得た。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

^{*}日本大学商学部教授(E-mail: : teranishi.juro@nihon-u.ac.jp)

1. はじめに

本稿の目的は、戦前期におけるわが国の株式市場のミクロ構造と効率性との関係を、1893 年に施行された取引所法に関連づけて考察することにある。効率性は4点に関して検討され る。第1に、株式取引所および場外市場での株式所有権の移動が十分活発に行われたか否か、 を検討する。株式会社システムの機能は、株主の無限責任制と共に、企業に対する持分権の 分割譲渡可能性に依存する。株式所有権の移転の程度は、株式会社制度の資源配分への効果 にとって基本的に重要なメルクマールである。第2に、株式取引所及び場外取引で決定され た株式価格が過去の価格情報を十分反映する形で決まっていたかどうかを検討する。すなわ ち価格形成が追加的な裁定の余地を残さないようになされているか否か、Fama[1970]の言 う弱効率性が成立していたか否かを考察する。第3に、株式価格が企業の収益にかかわる公 開情報を十分反映する形で決まっていたかどうか、すなわち Fama[1970]の意味で準強効率 性が成立していたか否かを検討する。第4に、株式取引所での売買に伴う資金需給がマクロ 金融市場の需給とどの程度関係を持っていたかを検討する。戦前の株式取引は必要資金量の 少ない清算取引が中心であり、マクロ的な資金需給とは相互の影響が限られていたという通 説を検討する。これらの諸問題は、すでに野田[1980]や片岡[1987]、片岡・丸・寺西[2004] などによって検討が加えられてきたものであるが、本稿の狙いは、そうした研究で指摘され た効率性にかかわる分析結果が 1893 年の取引所法の性格に密接にかかわっていることを指 摘することにある。この取引所法は、清算取引に関してのみ取引所への取引集中義務を定め たこと、取引所の地域独占と営利性を認めたこと、仲買人による自己売買を許容し、取引所 の強制賠償責任を定めたことなどで、戦前期証券市場のあり方を強く規定するものであった。 取引所法が証券市場の機能に対して持った影響は、同じ年に施行された銀行法が銀行業界に 対して持った影響に匹敵する大きなものであったと思われる。いわゆる株式市場の"賭博性"、 "投機性"という特質もこの制度設計に深く関わっていたと考えられる。

戦前期の金融市場に関する近年の研究では、株式市場の企業金融・マクロ経済に果たした役割が強調されている。たとえば、Hoshi and Kashyap [2001]、 岡崎 [1993]、岡崎・浜尾・星[2005]などは、大企業による積極的な資本市場の利用が戦前期の金融市場の重要な特質であることを明らかにした。また安達[2004]、岩田[2004]、原田[2005]、原田・鈴木[2007]などは 1930 年代の回復期に株式市場を通ずる金融が大きな役割を果たしたことを主張する。南條・粕谷[2009]は、さらにその際株式の分割払込という制度的特質が関わっていたことを示した。こうした、大企業金融や 1930 年代を中心とするマクロ経済での資本市場の果たした大きな役割はおそらく事実であろう。筆者も藤野・寺西[2000]でこうしたことを確認している。しかし、戦前期経済における株式市場ないし資本市場の役割を評価するには、そのミクロ的な効率性評価を避けて通ることは出来ない(寺西[2006])。たとえば戦前期の資本市場研究の代表的文献である志村[1969]は、大企業金融における株式市場の重要性を明らかにするとともに、ミクロ的にはそこでの金融方式が地縁・血縁などに頼るところの大きいある種の閉鎖的な性質を持っていることを明らかにした。筆者はかつて Teranishi[1990]、寺西[1991]において戦前期の金融システムを戦後のシステムと比較し、後者が政府による規制に

よって特徴付けられるのに対し、前者は自由な市場メカニズムによって特徴づけられると主張したが、その際資本市場のミクロ的機能については改めて検討が必要であるとした。それは志村などの業績を踏まえてのことであった。

以下では、まず第 2 節で、1893 年取引所法の成立までの過程を手短に概説する。第 3 節では、取引所のシステム・仲買人や現物商の行動・市場での取引方法などについてミクロ構造を要約する。第 4 節では、株式市場の機能を、株式の移動、ヘッジング手段の提供、情報効率性、マクロ金融市場との連動関係を中心に検討する。第 5 節では戦前期の株式市場のいわゆる "投機性"について、以上の検討から導かれる仮説を提示する。最後の第 6 節では、分析の含意を取りまとめる。

2. 法制の変遷

わが国の株式取引所行政は 1874 (明治 7) 年の太政官布告第 107 号で施行された株式取引条例に始まるが、この条例では取引所の設立要件などが厳しかったこともあって、株式取引所が設立されることはなかった。最初の株式取引所は、1878 (明治 11) 年 5 月 4 日太政官布告第 8 号により施行された株式取引所条例に基づき、6 月 1 日東京に、8 月 15 日大阪に設立された。現在の東京証券取引所、大阪証券取引所の前身である東京株式取引所、大阪株式取引所がそれである。株式取引所条例は株式取引条例の改訂版であり、1876 (明治 9) 年施行の米商会所条例の影響を強く受けたものであった(株式取引条例は株式取引所条例の布告と同時に廃止された)。しかし株式取引所条例でも取引所の営業年限はさしあたり 5 年間とされており、この条例自体暫定性の強い立法であった。その理由は、以下の三つの問題を巡る論争ないし利害の調整が完全にはクリアされていなかったことにある。

第 1 は取引所の組織の問題である。株式取引条例、米商会所条例、株式取引所条例では、いずれも取引所の組織を株式会社としていたが、これは取引所の公共性と営利性のバランスをどうとるかという根本的な問題に関わることであり、必ずしも株式取引所条例の段階で決着したことではなかった。株式取引条例では、取引所は出資などの面では株式会社組織とされていたが、運用面では、ロンドン株式取引所の影響を強く受けていて、社員(仲買人)による会員制度での運営を目指していた(上畠[1928])。株式取引所条例では取引所が株式組織であることは当然視され、運営面でも営利企業としての性格が強くなるが、これは渋沢栄一とともに東京株式取引所の設立に当たった洋銀取引業出身の今村清之助などの仲買人の利害を反映してのことであり、渋沢などは必ずしもベストな組織形態とは考えてはいなかった。1887(明治 20)年成立の取引所条例(ブールス条例)では、一転して、会員組織と株式組織の選択性に切り替えられ、株式組織が再び認められることとなる。

第2は、取引所で取引に当たるものにブローカー業務だけでなくディーラー業務をも認めるか否かという問題であった。この点について米商会所条例の第8条には「自己ノ売買取引ヲ為シ又ハ社外人ノ依頼ヲ受ケ仲買人ト為リ」とあり、また株式取引所条例でもその15条

で「仲買人ニ於テ仮令他人ノ依頼ヲ受ケ売買セシモノト雖モ取引所ニ於テハ仲買人ノ売買シタルモノト看做スヘシ」として、自己売買すなわちディーラー業務は当然許されるものとしていた。しかし、1882年5月24日の太政官布告第26号で米商会所条例が改正され「仲買人タルモノハ他人ノ依頼ヲ受クルニアラサレハ売買取引ヲナスコトヲ得ス」とされ、自己売買は禁止されることとなった1。この方針は、こののち1887(明治20)年のブールス条例すなわち取引所条例、1892(明治25)年に提出された取引所法の政府案でも踏襲されていたが、取引所法では否定された。

第3は、取引所での取引に伴い債務不履行などの問題が生じた場合の賠償責任の所在の問題がある。この点について株式取引条例では、発起人の中から選ばれた5人以上肝煎の連帯責任を定めていたが(第18条第2節)、米商会所条例はあえて触れず、株式取引所条例では株主の連帯無限責任(第13条)としていた。これに対して、1882年の米商会所条例の改正では第9条第6節で、「会所ニ於テ違約人ヲ処分スルハ其違約ニ拠リ会所ノ取引上ニ於テ失ヒタル利得ト蒙リタル損害トヲ其者ノ証拠金及身元金ヲ以テ償ハシメ其者ヲ除名スルニ止ルヘシ而シテ仍ホ損失ヲ償フコト能ハサルトキハ会所ニ於テ其責ニ任スヘシ」として、取引所の強制的な担保責任を導入し、また、株式取引所条例についても、1882年12月27日の太政官布告第64号で、米商会所条例の改正とほぼ同文の第33条を導入し、株式取引所の強制的な賠償責任を定めた。この取引所の賠償責任の規定は、1887年の取引所条例(ブールス条例)では取り払われたものの、1893年成立の取引所法に於いて、その政府原案の段階で再び導入され、そのまま承認された。

以上の3論点を巡って、株式取引所条例公布の後15年間にわたり、監督官庁である農商務省と取引所に依拠する利害関係者の間で激烈な抗争が行われた。1887(明治20)年に成立した農商務省と渋沢などの銀行家による理想主義的な取引所条例(いわゆるブールス条例)の制定はそのハイライトである。ブールス条例は取引所の経営組織を会員組織とし、仲買人による自己売買を禁止し、取引所の賠償責任を否定した画期的なものであった。しかし、ブールス条例に対しては政府部内でも現状無視という理由で強い反対があり、農商務省は結局1892年に折衷的な取引所法の政府案を上程する。しかし、これもまた取引所利害関係者の圧力によって大幅に改定され、1893年3月4日の取引所法の公布にいたる。この間の変遷は表1の通りである²。

結局、1893(明治26)年の取引所法(10月1日施行)が、株式取引所について、1943(昭和18)年に日本証券取引所法と切り替えが行われるまで、戦前期の流通市場のミクロ構造を規定する基本法となった。同じ年に公布された銀行条例が1928年の銀行法施行までの銀行に関する基本法となったのと同様である。その特徴は、第1に、取引所の組織形態を会員組織または株式組織とする事により、営利企業としての株式組織の取引所を最終的に認めたことであり、第2に、仲買人に委託売買と共に自己売買を行うことを認め、欧米流のブローカ

3

¹ ただし、同年 12 月 27 日太政官布告第 64 号で株式取引所条例が改正されたときは、自己売買の禁止はなされなかった。島本[1961]では、「当時の取り引きは公債と金銀貨が中心で株は少なく、米ほどには弊害が」多くなかったからであろうとしている(227 頁)。

² 以上の制度の変遷の政治経済学的過程は別稿寺西[2007]で分析されている。

ーとディーラーの間の分業システムを否定したことである。さらに、第3に、実物(現物) 取引と共に転売買戻しによる差金決済が可能な清算取引を認め、後者についてのみ取引所集 中主義を適用し、第4に、取引上の違反行為に際して取引所の強制担保責任(損害賠償責任) を確定したことである。これらの初期制度設計上の特徴は、取引所と仲買人の単独ないし共 同による利潤最大化を目的とする制度の進化過程をもたらすことになり、良くも悪しくも株 式の流通市場のミクロ構造の機能と効率性を規定した。また、いわゆる「官許の賭博場」と 言われた株式取引所の投機的性格の醸成にも大きなかかわりを持つこととなった。

制度の国際比較は本論文の目的とするところではなく、また諸説があり、正確な国際比較 は容易でないが、当時の諸外国の株式取引制度とわが国の制度を比較すると表 2 のようにな る3。

株式会社組織を認めているのは日本だけであり、仲買人による自己売買はアメリカ・イギリスでも認められているが、アメリカ・イギリスには長期清算取引はないし取引所の担保責任も認められていない。フランスやドイツでは長期清算取引はあるが、取引所は公営であり仲買人の自己売買は許されていない。1893年取引所法の下で成立した、委託売買だけでなく自己売買をも行いうる仲買人集団が、取引所の強制担保責任という共通の傘に守られつつ、仲買人からの手数料収入を収入源とする取引所と手を携えて、利潤の極大を目指すシステムは、国際比較的にもかなり特異なものであったことがわかろう。

しかしながら、取引所法によって取引所はきわめて有利な事業となった。各地に取引所設立を出願するものが続出し、政府もこれを殆ど認可したから、その後取引所は一大産業となっていった。設立数は、1893 年の 37 に始まり、1899 年までに合計 155 であった(島本[1942]262 頁)。そのうち、会員組織をとったものはわずか 9 であり残りの 146 は株式組織であった。取扱品目は、株式を取り扱うもの 4、残りの多くが米穀中心であり、塩、油、金属、綿糸なども取引された。

取引所法を改正する動きは特に官僚組織からその後幾度も生じたが、上記4点の基本性格は変更されることはなかった。農商務省は特に長期清算取引の限月を短期化することに努力を傾注し、これに反対する取引所関係者との激しい対立が、少なくとも1929年まで、続いた。この点については後に詳しく検討する。また、1922年(大正11年)の改正では、限月問題だけでなく、当初かなり抜本的な改正が意図されたが、実現されたものはわずかにとどまった。このとき、取引所政策では始めて調査会(取引所制度改正調査会)が設置され、その調査会の答申を受けて政府改正案を作成するという手続きが取られた。調査会の構成は農商務次官を委員長に農商務省関係者6名、学者5名、銀行関係者3名、大蔵省関係者1名の15名の委員からなっていた。調査会は①取引所を会員組織とする、②会員を自己売買専門、委託売買専門および両方を行うものの3種類とする、③売買取引の最長期を証券については1ヶ月とする、④取引所の強制担保を廃止し相対任意担保とする、⑤法人会員を認めるなど

³ 商品取引所の制度は対象にしない。向井[1932]によればイギリスの取引所の経営組織はもともと株式組織であったが、会員組織に移行したとされる。ただしその移行が完全になされていたかどうかについては諸説あるようである。ここでは、当時の通説に従いほぼ完全に移行したものとみなした。

を中心とする抜本的な改正案を取りまとめたが、第 44 議会に提出された政府案は、かなり後退したものとなった(小林[2000])。第 1 に、取引所の組織は従来どおり株式会社組織を認めた。ただし会員組織を選びやすいようにするため、会員が自己売買だけでなく委託売買をも行うことが出来ることなどの改正を行った。第 2 に、取引所の強制担保制度を廃止して、売買当事者の任意担保を本旨とした。第 3 に、売買取引の最長期を 2 ヶ月とした。また、取引所令(1922 年 7 月 29 日発布の勅令第 353 号)によって、取引所の売買取引は実物取引と清算取引の 2 種類とされ、清算取引には履行日を 7 日以内、1 ヶ月以内の繰延べ可能な短期清算取引が導入された。第 4 に、仲買人の呼称を取引員と改め、法人の会員または取引員を認めた。改正案は、政府案をベースに、1922 (大正 11) 年 3 月 25 日第 45 議会に於いて両院で可決され、1922 年 4 月 20 日法律第 60 号として公布、1922 年 9 月 1 日付けで施行された。ただし限月に関する部分は 1925 年 4 月 1 日施行された。

このうち強制担保については、任意担保を原則としながらも、実質の必要あるときには農商務大臣の認可を受けて取引所が担保責任に任ずることを認めたため、事実上強制担保からの変化は生じず、実際は従来と同じ事となった(向井[1932]411 頁) 4 。また、株式取引所の組織も従来どおり株式組織にととどまった。限月の短縮についても、この改正では最長2 ヶ月とされたものの、反対は根強く、1929 年3 月29 日公布の法律第29 号により再び3 ヶ月にもどされた(施行は5 月1 日)。後述するとおりである。すなわち、戦前期の株式取引制度の基本は1893 年取引所法によって規定されたのである。

3. 株式取引のミクロ構造

戦前期の株式流通市場のミクロ的基本構造を、取引所法の施行後を中心に概観しよう。主要なプレイヤーは、株式取引所、取引所内で清算取引を中心に営業する仲買人、および取引所外で実物の売買に従事する現物商である。また、後の議論の準備の意味もあり、当時の取引技法についても要点をまとめておこう。

(1) 株式取引所

株式取引所の中では逸早く創立された東京株式取引所(創業明治 11 年、1927 年末時点の 資本金 47 百万円)と大阪株式取引所(同明治 11 年、45 百万円)が、規模も大きく株式取

^{4 1893} 年の取引所法第 22 条は「株式会社組織の取引所は売買取引の違約より生ずる損害に付き 賠償の責に任ずべし。ただし直取引及延取引の違約より生ずる損害については定款を以って別段 の規定をもうくることを得」として、清算取引について強制担保責任を定めていたが、1922 年の 改正後は「取引所は農商務大臣の認可を受け売買取引の違約より生ずる損害に付賠償の責に任ず ることを得」とのみ定めた。すなわち任意担保である。これを受け東京株式取引所では定款の第 8 章第 53 条、第 54 条に、(7 日以内の期限を履行日とする清算取引、すなわち短期清算取引以外 の)清算取引について取引所が担保責任を負うことを定めた(東京株式取引所 [1928] 96 及び 508 頁)。実物取引については担保責任を負うことはなく、違約取引員の納めた身元保証金・売買 証拠金の範囲内で、取引員に代わって弁済することとした。これは以前の直取引についても同じ であった。

引の中心的存在であった5。株式と共に国債、地方債、外国債、外国国債、社債などの公社債が上場され6、取引に伴って仲買人から支払われる売買手数料が主要な収入源であった。表3は東京株式取引所の収入と利益金処分の様子を示している。収入の80%程度が売買手数料であること(かつその大部分が清算取引によること)が分かろう。取引所は地域独占企業であり7、高利潤率が保証されていた。配当率は初期には非常に高く1890年では50%である。この高率配当は1890年代には常態であったようである(山一證券株式会社社史編纂室[1958]115頁)。また配当性向が極めて高いことが注目される。常に利潤の80%程度が配当に回されていたのである8。

取引所での取引は大別して実物取引と差金決済による清算取引からなっていた。1893年取引所法では、実物取引は直取引と呼ばれ、売買成立後5日以内に受渡による決済がなされる決まりであった9(同時に150日以内受渡の延取引が導入されたが、これについては後述)。清算取引は、あらかじめ暦の上で定められた日に決済を行う定期取引であり、転売と買戻しによる差金決済が可能であった10。従来は2ヶ月ないし3ヶ月以内という長期での決済のみであったが、1922年の取引所法の改正(4月19日公布、9月1日施行)で、7日以内受渡(実際には翌日受渡)の短期清算取引が導入され(東京では1924年6月より、大阪では改正法施行と同時に、実施)、従来の清算取引(長期清算取引と呼ばれるようになった)との2本立てとなった。

表 4 から東京株式取引所について各種の有価証券などの売買規模の状況がわかる。明治前期では国債の取引が大きなシェアを占めているが、その後は株式の取引が中心であることがわかろう。また、現物取引と清算取引を比べると後者が圧倒的に大きく、戦前期の株式取引所が清算取引主体であったことがわかる。この命題は、株式の実物取引に、ジキ取引といわれる事実上の繰延べをみとめる清算型の取引が少なからぬ規模で含まれていたことによりいっそう強く成立する。ジキ取引とは預け合いとも呼ばれ、ひそかに日歩を受払い、実物売買の決済を将来に繰延べる取引技法であった。この取引技法は1911(明治44)年にジキ取引禁止命令11が出てジキ取引が場外に移るまで、取引所内の実物取引(直取引)を利用してお

5 1927年の時点で、他に横浜(同明治27年、6.5 百万円)、名古屋(同明治26年、6 百万円)、 広島(同明治26年、0.5 百万円)、福岡(同明治17年、1.5 百万円)に有価証券の取引所があり、 京都、神戸、新潟、長岡に有価証券と米穀取引を兼営する取引所があった。

⁶ 明治前期では公債に加えて金貨銀貨の取引が多く行われた。

⁷ 取引所法第2条で、一地区に一箇所のみ設立が許された。

^{8 1920} 年は、反動恐慌による株式大暴落で日銀資金(興銀経由)による救済を受けた年であり、 さすがに配当性向は 45.1%にまで下がっている。

⁹ 東京では、1878年6月から1893年8月までは現場取引、1893年9月から1918年8月までは直取引、1918年9月から1922年8月までは現場取引と呼ばれた。1922年9月からは実物取引と呼ばれ、受渡は売買日から起算して15日以内とされた。尚、1887年のブールス条例では直取引と呼ばれたが東京株式取引所はそれ以前の1878年の株式取引所条例に依拠していたためこれは適用されなかった。

 $^{^{10}}$ 東京では、清算取引は、1878 年 6 月から 1922 年 5 月までは定期取引、1922 年 6 月から 1924 年 5 月まで清算取引、1924 年 6 月から 1933 年 2 月までは長期清算取引、1933 年 3 月以降は清算取引と呼ばれた。

¹¹ 松下軍治という新聞社社長による東京株式取引所株の買占めという事件が起こり、受渡のごた

こなわれたのであるが、取引所側では表面上は受渡があったものとみなし、また預け合いの計算も当事者間に委ねて関与しない態度をとっていた。したがって少なくとも 1911 年までの株式実物取引金額はそのまま株式の受渡額と見るわけにはいかない。ジキ取引が横行したのは、直取引の扱いであったため、売買証拠金が不要であり、また売買手数料も正規の清算取引のものより安い直取引のものが適用されたためであった(野田[1980]258~259 頁)。

いま取引所でのジキ取引の取扱の歴史を振り返ると次のようである。まず、1893年の取引 所法では、実物取引である直取引に「預けあい」を黙認する形で、取引所内でのジキ取引が 可能な形にされた。次に、1896 (明治 29) 年には、農商務令第1号で場外の現物市場を許 可制としたため場外のジキ取引が大挙して場内に移ってきた(東京証券取引所[1963]総 41 頁)。このため、表 512に見られるように、取引所での実物取引(現場取引)が大幅に拡大し た。さらに 1906 (明治 39) 年には、勅令をもって、直取引に清算(定期) 取引と同じ競売 買(後述)を許可し、これを受けて、東京・大阪の取引所では専業の直取引の取引員制度を 導入(1907年)したため場外現物商が大挙して仲買人になった(1908年)。いわばジキ取引 を制度化したわけで取引所の実物取引は急拡大した。表 5 で、1911年にジキ取引禁止がなさ れるまで取引所の実物取引が増大していることが読み取れよう。1911年以後、ジキ取引は場 外に移ったが、1922年の取引所法の改正で短期清算取引が導入され、場内でのジキ取引が、 事実上再び制度化されるに及んで、最終的にジキ取引は取引所内に取り込まれたことになる。 この動きを受けて表 5 の東京株式取引所の実物取引売買高は 1918 年ごろから再び増加して いる。これは法改正の動きがこのころから明らかとなったためであると見られる13。1922年 ないし短期清算取引が東京で実施された 1924 年以後の実物取引の数字は受渡額をあらわす ものとみてよいであろう。

取引所における株式取引の今ひとつの大きな特徴は、特定株式に取引が集中していたことである。ちなみに、1893 年以降の各年の最多売買銘柄¹⁴を見ると、1893~95 年と 1897 年が北海道炭鉱鉄道、1896 年と 1899~1907 年日本郵船、1898 年九州鉄道第 1 新株、1908~33 年東京株式取引所新株¹⁵、1934~36 年東京電燈、1937~42 年東京株式取引所新株という状況であった(東京証券取引所[1963]総 30、53、76 頁)。また、短期清算取引でも東京株式取引所新株の取引が圧倒的なシェアを占めていた。株式取引所は地域独占企業であり、安定した大企業であったが、その収益源は取引の場提供の対価としての株式売買手数料であり、株式取引所自身の株が花形株として売買されたことは、いささか違和感を与えよう。ちなみに、表 6 は 1937 年時点で長期取引におけるいわゆる花形株の売買を見たものであるが、東京株式取引所が飛びぬけて多く、ついで鐘紡、日本産業、日本石油、東京電燈などとなって

ごたからジキ取引の社会的弊害が問題となり、時の農商務省大臣大浦兼武が1911年5月禁止命令を出した。表5に見られるように1911年以後の2,3年実物取引は激減している。

¹² この表は東京株式取引所のものであるが、同じような動きは大阪株式取引所についても明瞭に見られる (二上[1986])。

^{13 1918}年に(後述の)才取人の場内取り込みがあり、1919年に法改正のための取引所制度調査会が農商務省に設置された。

^{14 1914} 年以降は長期清算取引のみ。

¹⁵ ただし、1917年と1920年は東京株式取引所株。

いる。13 社 27 銘柄 (合計公称資本金 2,392 百万円) が全 158 社 236 銘柄 (合計資本金 15,396 百万円) の年間売買に占めるシェアは 23.4%であった。この値は社数のシェア 8.2%、銘柄数のシェア 11.4%、資本金のシェア 15.5%よりは明らかに高い。花形株中心の売買構造は戦前期を通じて一貫していた。

(2)仲買人(取引員)と現物商

取引所内で顧客の委託や自己の計算で株式などの売買を行うのが仲買人である¹⁶。免許制¹⁷で、各取引所は定款でその人数を定めていた。たとえば 1926 (大正 15) 年時点の東京株式取引所では、一般取引員 81 人、短期取引員及び実物取引員各 100 人、国債取引員 50 人以内とされている¹⁸。当初は個人仲買人のみであったが、1922 年の取引所法改正で法人取引員も認められるようになった。当初、仲買人の多くは中流の両替商や横浜の洋銀取扱業者が転換したものであった。

取引員になるには、取引員組合の審査をパスし、身元保証金を取引所に納めねばならない。身元保証金も定款で定められるのだが、政府はたびたびこの増額を取引所側に要請してきた。東京株式取引所の例を見ると、一般取引員について 10 年ごとの年末値で、1880 年 300 円、1890 年 400 円、1900 年 12,000 円、1910 年 12,000 円、1920 年 150,000 円であった(東京株式取引所[1938]203~204 頁) 19。1890 年から 1900 年までの増加倍率は 30 倍であり印象的である。山一證券株式会社社史編纂室[1958](69 頁)は「ちょうど国債取引が衰え、株式取引が活発になってくる時期からそれは急激に引き上げられている。これはインフレーションの影響もあるけれども、この時期にはすでに国債取引の衰微で取引所の国策的色彩が薄くなり、従来の助成方針が後退していたことも原因になっている。また、企業勃興に伴う株式売買の増加で取引上の危険が多くなり、これを回避すると共に、とくに薄資仲買人の整理が企図されたこともあげなければならぬ」としている。また、1910 年から 1920 年にかけても10 倍以上の増加となっている。この時期は株式市場の価格変動が激しく大暴落により公的資金による救済などの生じた時期であった。

取引所で取引するに当たって、委託売買の場合、仲買人は顧客から委託手数料を受け取り、 取引所に取引手数料と取引税²⁰を支払う。その差が仲買人のブローカーとしての収益である。

 18 現員は、 1925 年下期で一般取引員 74 人、短期取引員 78 人、国債取引員 11 人、実物取引員 0 であった。なお、国債取引員は 1920 年創設、実物取引員は 1922 年創設。短期取引員は 1924 年創設、同時に実物取引員は全員廃業した。

¹⁶ 1922 年の取引所法改正以後は取引員と呼ばれた。戦後は 1948 年の証券取引法実施で証券業者、1965 年の同法改正以後は証券会社と呼ばれている。

^{17 1880 (}明治13) 年取引所条例改正以後免許制となる。

¹⁹ 大阪では、1880 年末が 200 円、1890 年末が 1,000 円で後は東京と同じ。詳しくは大阪株式取引所[1928]487 頁。なお、東京でも大阪でも 1920 年 9 月の 15 万円への引き上げ以降一般取引員の身元保証金に変更はない。

^{20 1914 (}大正3) 年の取引所税法で、取引所は手数料収入の一定割合の取引所営業税 (それに加えて府県市町村の付加税) を支払い、仲買人は清算取引について取引税を納めることとされた。それ以前は定期取引について取引所がおさめる取引所税(約定代金の一定割合)のみであった。この税が手数料として、仲買人に、さらに仲買人から顧客に転化されていたといわれる(島本[1925])。

島本[1925]によれば、その当時、大阪株式取引所で長期相場 125 円の株を 10 株売買すれば、委託手数料は 2.75 円、取引手数料は 0.37 円、取引税 0.317 円となり差し引き、約 2 円 (2.063 円) が仲買人の収入となる。仲買人が店舗を維持していくための月々の経費(店員の給与、通信費など)を 1,000 円とすると、これをまかなうには 1 日 200 株、月にして 5,000 株の売買を行わねばならず、中流の仲買人にとって月 5,000 株の取引は容易でないとされる。このため、多くの仲買人は、ディーラー業務すなわち自己売買に収入の途を求めた。自己売買は、金利裁定、ヘッジ、投機などさまざまな形態がありうるが、その過程で違法な呑み行為21など不正取引も生じがちであったと言われる。ちなみに、1914 年の取引所税の導入で呑み行為がなされると取引所税の脱税になることになり、税務当局がモニターを強め厳重に制裁が加えられるようになった。このためその後は呑み行為にいわゆるバイカイ22をつけるようになった。これは適法行為とされた。

清算取引に当たっては、仲買人は、また、取引所に売買証拠金を納めねばならない。仲買人に対しては顧客が委託証拠金を納入した。売買証拠金は仲買人がその建玉に対して取引所に差し入れる売買履行の保証金であり、委託証拠金は顧客から仲買人に差し入れる委託契約履行の保証金である。通常、売買証拠金は約定売買高の5%程度であり(日本銀行営業局[1956]161頁)23、委託証拠金はその倍程度であった。このため、仲買人のなかにはこの差額を自己の取引に流用するものが少なからずあったと言われる(岡田[1927]、向井[1934])24。また、これらの証拠金は売買の清算がなされると返却されるものであったが、株の買占めなどの時にはその額(追証拠金)が巨額にのぼり、銀行などからの資金調達力が買占めの成否を決めることになったと言われる25。

仲買人の営業の浮き沈みにははなはだしいものがあった。向井[1932]の計算では東京株式 取引所の一般取引員の営業継続年数は、1914 年 1 月において、取引所の創業からその時点 までに廃業したもの 822 人の平均で 2.7 年、その時点で営業していた 96 人の平均で 7.4 年

21 顧客の注文の委託に対して仲買人が自身で売り買いの相手方となり、取引所で売買せずに顧客に対しては、売買成立したと報告して取引所に支払うべき売買手数料を収得する行為。この不正行為防止のためにさまざまな政策が採られたがその根絶は容易でなかった(島本[1925] 321~330 頁参照)。

²² バイカイ (売買) と書く。仲買人が同一銘柄同一株数について同一値段で売りと買いの注文を 出すこと。売買手数料、取引税は正規分徴収される。

²³ 売買証拠金は取引所の理事会の決定事項であり、上限が定められていた。

²⁴ 仲買人の一部は呑み行為、証拠金の流用だけでなくさまざまな形で違法まがいの行為をしていたと言われる。顧客の注文を利用した鞘取り、顧客の売買の先回り、顧客の注文による思惑、顧客の注文の食合せによる手数料の収得などである。詳しくは島本([1925]313~330 頁)参照。例えば、顧客の注文を利用した鞘取りは次のようにしてなされる。ある株を 300 円で買ってほしいという顧客の注文があるとする。相場は寄付で 300 円とついたが仲買人は寄付に間に合わず、大引で買ったのが 298 円だったとする。このとき仲買人は寄付に客の注文数だけのバイカイを付けておき、顧客には 300 円で買ったと報告する。バイカイの売りは仲買人の思惑売りで、大引の買いはその買戻しである。仲買人は結局 2 円の利ざやを得る。

²⁵ 買占めに当たっての資金としてはこれ以外に差金決済のための費用がある。これらを十分に調達できないときは、買方、売方のいずれかがいわば軍門に下り、正規の差金決済を棚上げにして一定の値段で差金決済を行うこととなる。これを解合(とけあい)という。

であった。大阪株式取引所[1928]は開所以来の全ての仲買人について免許交付時期と廃業時期の記録を載せている。表7は、これにもとづき期間ごとの開業者数とそのうちで3年以内に廃業したものの数を調べたものであるが、3年以内廃業者の割合は、1878~80年26で48%、1881~90年で81%、1891~1900年で56%、1901~10年で12%、1911~20年で42%という高さであった。これは仲買人の免許が1年後ごとの更新制であったことによるところもあるが、それにしても極端に低い定着率であったと言えよう27。ちなみにこの低い定着率は、それ自体単独の事実としては、仲買人の競争が激しく、競争と淘汰による質の改良プロセスと解釈することが可能である28。しかし、このことを呑み行為などが横行していたという事実と重ね合わせるならば、資金力の乏しい業者が一攫千金を夢見て参入していた状況を反映するものとして解釈することも可能である。

仲買人が取引所内での取引に従事したのに対し、現物商は取引所の外で店頭での売買に従 事した。当初、その多くは公債取引・古金銀取引の小両替商から転じた零細業者であった。 免許制29はなく自由営業同然であり、東京についていえば 1917 年時点で、仲買人の数は 76 人であったが、その数倍の数の現物商が居たといわれる(生形[1967]127頁)。大阪でも北浜 だけで300軒余りの現物商があった。仲買人のなかには例えば小池国三商店のように別会社 (小池合資会社) に現物商を担当させるものも多くあった。1900年前後から、会社設立ブー ムが再燃し、未上場の新設会社の株式取引が拡大したことなどから、現物商自体も経営規模 が拡大し、仲買人を資力において上回るような現物問屋が出現し始めた(東京才取会員協会 [1975]64~65 頁)。現物商の仕事は、現物の売買であり、その傍らでジキ取引も幅広く行っ ていた。取引所での取引には売買手数料がかかること、また、取引所法には売買の取引集中 義務は定期取引についてしか定められていなかったこと(第25条)が、現物商の活動の背景を なした。片岡[1987]の検討によれば、東京・大阪双方について、現物商の売買価格(正午の 取引値段)は取引所での価格(定期取引当月限の大引値)と密接な関連を持って決定されて いた。現物商の扱うのは主として小口の売買であり、高額取引は取引所でなければ無理であ ったが、現物商は多くの地場の非上場銘柄についても取扱った。また、各地の現物商や仲買 人との同業者売買を通じて、地方の資産家の注文を取り、彼らによる中央株の取得を可能に したのは現物商の重要な機能であった。

現物商の店頭売買は、東京では、才取といわれる仲立ち業者が注文の仲継ぎを行うことによって円滑化した。才取30は各現物商を連絡する場外での組織網を形成しており、自己の信

²⁶ この期間については 1880 年 4 月に仲買人が免許制になり、それまでに開業していたものはいったん全部やめて改めて開業したことの影響を加味して評価せねばならない。

²⁷ 免許を何度も取り直したものも少なからずあることにも注意が必要である。例えば大阪の竹原 友三郎は 1927 年までの間に 5 回、黒川幸七は 3 回、野村徳七は 2 回一般取引員の免許を取っている(森[1973])。

²⁸ 北村行伸氏のご指摘による。

²⁹ ただし、1938年の有価証券業取締法で、取引所に拠らない有価証券の売買またはその媒介をなすものは有価証券業者と呼ばれ、主務大臣の免許を要することとなった。

³⁰ 才取は後に組合を結成しその組織力を強めた。さらに 1914 年より取引所入場の権利を認められ、さらに実物取引員ついで短期取引員となった(東京証券業協会[1951]150 頁〉。

用で、現物商の間の取引を仲介した。大阪では、その役割を株友会(しゅゆうかい)という会員組織の現物取引市場が担った(二上[1986]) 31 。1918年当時において、株友会の出来高の 70%が当日あるいは 3、4 日内に受け渡す現物売買で、残りの 30%が預け合いによるジキ取引であったといわれる。大阪のほうがジキ取引は盛んであったから、東京の現物商では 70%以上現物の受渡しがあったと見てよいであろう。

(3) 取引仕法概説

清算取引(1917年までは定期取引、1924年から 1933年は長期清算取引)と 1924年に導入された短期清算取引の取引仕法を概説しておこう 32 。

戦前の清算取引33は、限月というあらかじめ暦の上に定められた一定の日に決済すなわち契約の履行を行う先物取引である。3ヶ月3限制の場合、売買の行われた月の月末、翌月の月末及び翌々月の月末のいずれかに決済がなされる決まりであった。1925年4月から1929年4月まで行われた2ヶ月3限制決済の場合は、2ヶ月を20日ごとに区切り、偶数月(すなわち2、4、6、8、10、12月)は5日と25日、奇数月(1、3、5、7、9、11月)は15日が決済日とされた34。いずれの場合も最初の決済日を当限(とうぎり)、次の決済日を中限(なかぎり)、三番目の決済日を先限(さきぎり)と呼ぶ。同一銘柄について、毎日3つの価格が市場で決まるわけである(向井[1932]248頁)。また、取引は相対でなく35競争売買方式で、複数の売り手と複数の買い手が売りは売りの中で買いは買いの中で競合いながら値段を形成していくものであった。技法的には、いわゆる「板よせザラバの折衷方式による単一値段競争売買36」方式がとられた。すなわち取引員の間で個々に仮約定を締結させていき、最終的に単一の値段に引きなおして売買を成立させる方法である。

清算取引の決済は次の3方法のいずれかで行われた(いずれの決済方法でも決済は取引所

 $^{^{31}}$ リーダーは野村・竹原・黒川といった一流の現物商であり、定員は 80 人であり、 $17,000\sim20,000$ 円の入会金を取った。

³² 以下に概説する取引仕法の詳細については向井[1932] 及び日本銀行営業局[1956]を参照されたい。

³³ 短期清算取引に上場されたのは株式だけであったが、清算取引(定期取引、長期清算取引)に は公社債も上場された。したがって以下の清算取引に関する叙述で株式という表現は証券と読み 替えることが出来る。

 $^{^{34}}$ 東京の場合、 1878 年 6 月~ 79 年 3 月の間 1 ヶ月 1 限制、 1879 年 4 月~ 80 年 10 月の間 2 ヶ月 2 限制、 1880 年 11 月~ 1902 年 6 月の間 3 ヶ月 3 限制、 1902 年 7 月~ 20 年 3 月の間 2 ヶ月 3 限制、 1925 年 4 月~ 29 年 4 月の間 2 ヶ月 3 限制、 1929 年 5 月から 3 ヶ月 3 限制であった。

³⁵ 明治初期は相対方式であった。1899年ごろから現物取引に単一値段競争売買方式が導入され、1901年に清算取引も単一値段競争売買となった(東京才取会員協会[1975]289~295頁)。

³⁶ 板寄せとは、一定の時間帯での取引員の売買注文を、銘柄別、値段別、会員別に帳簿(板)に全て記載し、需給が最もうまく一致する価格を探し、これをアナウンスし売買を成立させる方法である。ザラバとは、売り手買い手が個々にかつ継続的にその時々の価格で、売買の仮約定を締結していく方法である。売買の注文条件の一致したものから順次約定がなされる。ただしこの仮約定はいわば「社会に対しての」約定であって誰と仮契約したかは意味を持たない。最終的な均衡価格が確定した後取引所との間で決済が行なわれる。詳しくは東京才取会員協会[1975]279~289頁参照。

を相手になされる)。第 1 は、差金決済による決済であり、期限内すなわち先限までに、転売・買戻しすなわち売り契約なら買い、買い契約なら売りを行ない、約定値段と決済日の帳入値段(後場の大引値)との差を取引所に(損失の場合)差し入れ、または(利益の場合)取引所から受け取る37。第 2 は、現物の受渡による決済であり、期日に買いなら現金、売りなら株式を取引所に差し出すことで契約履行がなされる。第 3 は、繰延べであり、期日に転売・買戻しを行うと共に、新たに同じ銘柄でもとと同じ取引(売りまたは買い)を行う。

現物の決済の場合、期日以前に現物を受渡したいということが起こりうる。このため 1924 年 6 月から早受渡制度が導入された38。この制度のもとでは、買手が取引所に現金を提供して期日より早く株式を入手したいときは、売り手がすでに株式を提供してある分に限り期日前に約定株式を交付する(早渡)。逆に売り手が早めに現金を入手したいときには、期日前に株式を受け取り、取引所は売買契約成立時の値段を手形金額としその銘柄の受渡予定日の翌日を支払日とした約束手形をその売り手に交付する(早受)。この約束手形は取引所の発行するものであり、非常に信用度が高く、また通常は期間が 40~50 日であり、各銀行は格好の短期投資物件として直ちに割引に応じた(日本銀行営業局[1956])。株式の所有者は所有株を担保に銀行から借入をする場合(株式担保金融)、時価の 60~80 %の借入しか出来ないが、この早受制度を用いれば 100%の借入が可能であった39。こうした理由から早受け手形の発行量は急増し、取引所では発行額をその資本金以内に抑えるなどの措置をとった(1926 年 3 月より)。ちなみに、清算取引の売買額に対する早受手形の発行額の比率は表 8 に示されている。1924~27 年で 5.0%、1928~32 年で 7.7%、1933~37 年で 7.2%である。この比率はさほど高くないが、清算取引の受渡額に対する比率はきわめて高い。すなわち、1924~27年で 44.0%、1928~32年で 59.7%、1932~37年で 44.0%である。

次に、1924年に導入された短期清算取引もまた、決済時点をあらかじめ定めた定期の清算取引であった。法的40には受渡履行日を7日以内とされており、その範囲内で各取引所は業務規定で決済日を定めていた。東京では、前日の後場と当日の前場をひとまとめにし41、この間になされた全ての取引を当日の午後2時に決済することにしていた。大阪では、当日行われた全ての取引を翌日午後1時に決済する決まりであった(向井[1932]503~504頁)。取

³⁷ 取引員の既存の建玉の一部のみの転売・買戻しがなされることを小口落としという。このとき 清算取引では、短期清算取引と違って、建玉の値洗いを行わないため、どの建玉の反対売買かが 問題となる。同じ3月中に売買がなされた先限ものでも、3月のいつの時点で売買がなされたか により価格が異なり、5月末の決済日の大引値との差に大小が生じる。東京株式取引所では取引員に有利な方法(利益落)をとることにしていた(日本銀行営業局[1956]135頁)。

³⁸ それ以前は例えば証拠金を返してもらいたい売り方のために株式の預かり証を発行していた (向井[1934]167頁)。

³⁹ ただ、いわゆるボロ株の所有者による金融手段に用いられるという弊害も生じた。

⁴⁰ 取引所法第 18 条で有価証券の最長売買期限は 3 ヶ月とされ、第 19 条で詳細は勅令によるとされた。勅令第 353 号として 1922 年 7 月に交付された取引所令では、その第 11 条に「有価証券ノ清算取引ニ於ケル売買取引ニシテ 7 日以内ノ期限ヲ以テ履行日ト為スヘキ取引ニ属スルモノニ限リ受渡其ノ他ノ決済ハ業務規定ノ定ムル所ニ拠リ売買成立ノ日ヨリー箇月以内之ガ繰延ベヲ為スコトヲ得」と定められた。

⁴¹ これ、すなわち全ての取引に共通する整理時間を、1計算区域という。

引技法は、当時の他の取引と同じ、板寄せとザラバの折衷方式による単一値段競争売買方式であった。また、受渡を希望しない場合は、1 ヶ月以内は繰延べが可能であることも規定されていた。しかし、日々の繰延べの時点で差金の授受を行い、1 ヶ月目にはバイカイで売り買いの両方向の取引を行い、さらに1 ヶ月前と同じ取引を繰り返せば、売買手数料を支払うのみでいつまでも繰延べが可能であった。

短期清算取引の決済は次の 3 方法のいずれかでなされる(東京の場合を念頭におこう)。 第1は、前日の決済までの繰延べ分で当日受渡決済を希望するものは、当日の市場で決まる 受渡標準値段(当日前場の大引値)でそれぞれ現金と現物によって受渡決済が為される。第 2 に、前日の決済までの繰延べ分で当日差金決済を希望するものは、売りなら買い、買いな ら売りの反対売買42を行い、当日の市場で決まる受渡標準値段と前日の受渡標準値段との差 金が取引所を通じて授受される。すなわち前日までのものは全て前日の標準値段に引きなお して(値洗いして)差金が計算された。第3に、前日の決済までの繰延べ分でさらに翌日へ の繰延べを希望するものと、当日新規売買で翌日への繰延べを希望するものは、繰延べ売り と繰延べ買いをつき合わせて受渡標準値段で決済する。

以上の決済のうち第2のものは需給一致の必要がないが、第1のものと第3のものは、最 終的に売りと買いが各銘柄ごとに、繰延べ分と受渡し分のそれぞれに付いて一致しなければ ならない。しかし売買時間の終了後、それぞれの銘柄について売りと買いの希望を帳簿上に 集計(板寄せ)した場合、それらが一致する保証はない(ザラバで個々の売買については仮 約定がなされているから、受渡しと繰延べを合計した売りと買いは一致している)。なぜなら、 東京株式取引所では当日受渡しを希望するものはその希望数量をその日の前場大引までに申 告する決まりになっているからである(向井[1932]506頁)(申告のないものは自動的に繰延 べられた)。場立ちの個々の取引では売りか買いの数量が決まるだけで、当日の受渡しかそれ とも明日以降に繰延べかを決めて取引が成立しているわけではないのである。この場合、受 渡しによる売りと買い、繰延べ売りと繰延べ買いの希望が一致した部分については、取引員 当事者間で相対による決済がなされるが、超過需要や超過供給の部分については、代行機関 と呼ばれる特別の組織が無条件で引き受ける、すなわち代行することになっていた。代行機 関の役割は、(i) 当日現株を受け渡したいと希望する売り手から株を買い取り、(ii)現株を入 手したいと希望する買い手に株を売り渡すこと、そして(iii)買いの決算を繰延べたいと希望 する買い方に替わって代金を出し株を預かる(代引)ことと、(iv)売りの決算を繰延べたい と希望する売り方に替わって株を渡して代金を預かる(代渡)ことであった。ちなみに、全 ての取引は決済にあたってあらかじめ帳簿の上で相殺されるから、同一銘柄について、上記 の(i)と(ii)を同時に代行機関が行うことはなく、また(iii)と(iv)を同時に行うこともない。

代行業務は、東京では 1927 年までは中央証券株式会社、その後は、東株代行株式会社に 委嘱された。代引に要する資金は、代行機関の自己資金、銀行借入及びコール取入れでまか なわれた。代行会社はまた、代渡のため現株の必要なときは主として短期取引員などから借

_

⁴² 長期清算取引では転売・買戻しと言い、短期清算取引では反対売買という(向井[1932]505頁)。

株を行った43。

繰延べは信用の授受であり、繰延べに同意した代償として買い方は売り方に利息を払う必要がある44(貸し株による繰延べでは利息は売り方から買い方に支払われる)。この利息を繰延料という。日歩とも呼ばれた。取引員当事者間で相対で繰延決済が為される部分については、当事者間で繰延料の授受が生じ、代行機関によって繰延べがなされる部分については、代行機関と売り方ないし買い方の間で繰延料の授受が生じた。代行機関は、銀行に支払う金利や借株料を繰延料収入によってまかなった。

表 8 によれば代行機関が貸し株をする代渡は金額的にきわめて少ないが、繰延べのために 株を引き取る代引は相当行われていたことがわかる。1933~37 年の平均繰延高(及び受渡 高)に対する代引の割合は 27%に達している。

4. 株式流通市場の機能と効率性

取引所と現物市場からなる株式市場が効率的に機能していたか否かを、第1に、株式(企業所有権)の移転、ヘッジングや金利裁定の手段の提供などの機能を十分果たしていたかどうかという点を中心に検討する。第2に、株式市場が様々な情報を十分効率的に処理していたかどうか、あるいは株価が過去の価格情報・企業収益情報・政策情報などを十分に反映する水準に決まっていたかどうかを検討する。第3に、取引所や現物商の株式需給がマクロ的金融市場の資金需給と十分連関していたかということを検討する。

(1) 株式所有権の移動

株式の流通市場の果たすべき機能は第1に株式の所有権の移転である。これがスムーズに為されることによって、投資家は、個人的には流動性不足に陥り株を手放すことがあっても、投資家層ないし市場全体としては、企業に長期性の資金を供給することが出来る。また、株主は voice にくわえて exit という手段で企業統治に意思表示が出来、新たな所有者による企業価値の増加が可能になりうる。

戦前の株式取引所の取引は差金決済による清算取引が中心であった。表 9 に見られるように売買高に占める実物取引のシェアは 10~20%程度でしかなく、1920 年ごろからはそのシ

⁴³ 東京では当初は、中央証券会社という資本金 1,000 万円(払込 700 万円)の会社が当たった。この会社は、大阪野村銀行と機関銀行の徳田銀行からの借入とコールの取り入れにより買い取り資金を調達していたが、1927 年不良貸付により破綻をきたした。このため、東京株式取引所と短期取引員組合の代表者が中心になり新たに東株代行株式会社が設立され、業務が委譲された。この会社は資本金 1,000 万円(払込 250 万円)であり、住友銀行東京支店、野村銀行東京支店、第三銀行、七十七銀行東京支店からの借入とコールによる資金調達で業務を行った。大阪では日本信託株式会社という企業が代行機関であった。資金は大阪株式取引所の保証の下に手形を振出して調達したとされる。

⁴⁴ 現株の受渡しで売り方の提供する株数が買い方の希望する株数より大きいとき、繰延べでは売りの繰延べ希望が買いの繰延べ希望より少ないから、買い方から売り方に利息(繰延料)が支払われる。このとき、繰延べ分については代行機関は売り方に立ち繰延料を受け取る。逆は逆である。

ェアも低下傾向にあった。また、清算取引の中でも短期清算取引のシェアが増加傾向にあることも知られよう。戦後の信用取引と違って、差金決済による清算取引は現物株式の裏づけのまったくない取引であった。そのため、極端な場合は買い占めた株数が企業の発行済み株式を上回るという事態も生じた45。(現物取引に於けるジキ取引の問題を無視して)実物取引と清算取引による受渡高を取引所に於ける株式所有の移動だとみなすと、その量は株式売買高の20~30%程度であった。

表 10 には大阪の二つの紡績会社の株式の移動数と移動における取引所の関与度が示されている。取引所での移動数は大阪株式取引所の数字である。株式の所有の移動はかなりの規模で生じている46がそのうち取引所での受渡し(長期清算取引)の割合は(尼崎紡績の日露戦争後の時期を除くと)10~40%程度であることが知られる。しかし、まったく取引所を経由せず所有の移動が生じている時期もかなりあるがこれは必ずしも特殊事例ではないようである。日露戦争ごろまでの明治 30 年代は紡績株一般の取引所取引が停滞していたと言われる(高村[1970a,b]346 頁)。両株式について見ると売買も非常に低調で受渡しがゼロの年が続いている(大阪株式取引所[1928])。ちなみに、片岡・丸・寺西[1989]はさらに3社の鉄道会社について株式移動数における取引所のシェアを示している。データは1900年初めに限られているが、ここでも取引所を経由する割合は10~40%である。

以上の断片的データにより仮に取引所での株式移動率が 10~40%であったとすると、残りの 60~90%の株式移動は現物市場で為されたことになる。現物市場の主要なプレイヤーである現物商の一流どころは、財界有力者、都市と地方の富裕な商人・地主・財閥・華族・宮家などを顧客として盛んに株式の所有権移動を行っていた(二上[1986])。

片岡[1987]は次のようにして、現物商の株式販売価格と取引所の価格が密接な連関関係にあることを示した。表 11 を参照されたい。この表では、東京、大阪の取引所の定期取引当月限価格(大引値すなわち終値)と東京、大阪の現物商の取引値段(正午の価格)を大阪朝日新聞、中外商業新報などの新聞からとり、1900年4月2日から5月16日の価格の相関係数を計算している。まず、東京と大阪で共通に取引されている銘柄、九州鉄道から京都鉄道までの4銘柄について前場(午前の本場立会)の価格の相関をとると、いずれの銘柄でも相関係数は非常に高く、両者が密接な関連を以て形成されていることが知られる。東京、大阪の地域間裁定はほぼ完全であった。次に、東京と大阪のそれぞれについて取引所の前場と後場(午後の二番立会)の価格と地元の現物商の取引価格の間の相関を見ると、東京に於いても大阪に於いても前場の価格の方が現物商価格との相関が高いことがわかる。これは取り上げられているすべての銘柄について成立する。このことは現物商の価格がその地域の取引所の前場の終値を参考にして毎日定められていたことを示すと考えられる。「公的な組織であっ

 46 1904 年に大阪紡績の移動割合が急上昇し 1905~06 年にいたっては 100%を超えている。これは停滞していた業績が上向いてきたため復調の兆しを見て売り逃げるものが続出したためではないかと見られている(高村[1970a]346 頁)。

⁴⁵ 例えば、大阪の相場師石井定七が 1921 年新鐘紡の買占めを策したとき (高知商業銀行などからの借入を用い、兜町や北浜の仲買人を総動員して買い出動したといわれる)、実株は 16 万株しかないのに 21 万株も買い占められるという珍事態が生じた (生形[1967]89 頁)。

た株式取引所で形成された株価が、いわば「未公認」の市場であった場外市場に於いて、株価に強い影響力を持ったのは当然」(片岡[1987] 32 頁)であるとも言えるが、さらに重要なことは、現物商は取引所よりはるかに多数の銘柄を取り扱っていたことである。表 12 を参照されたい。いま 1890 年の東京を例にとると、小布施などの現物商が取り扱っていた銘柄は72 であり、このうち東京株式取引所で取り扱っていたのは41 銘柄(うち5 銘柄は大阪取引所でも売買)にすぎない。取引所のシェアは.58.3%である。取引所で売買されているのに、現物商で扱われていなかったのは3 銘柄でしかない。また、この年に東京株式取引所に上場されていた銘柄数は58 銘柄であり、58 銘柄のうち実際に売買されたのは、41 銘柄であることもわかる。残りの17 銘柄は上場されていても1年間一度も取引されなかったということである。同様な観察が大阪に於いても可能である。1900年以後になると、取引所でも現物商でも取扱い銘柄数が増えるが、現物商による場外取引のカバレッジがはるかに大きいということは変わらない47。株式の所有権の移動に関しては、現物商の店頭市場が極めて重要な役割を果たしたことが確認される。

取引所内での現物の受渡しと場外の現物商の店頭市場での活発な現物の売買の組み合わせは、ほぼ必要にして十分な量の株式所有権の移動を行っていたと思われる。その理由は、取引所法第 26 条の 2 で、現物市場の設立は禁止されていなかったにかかわらず、新たに現物市場を設立する動きは生じなかったことである。1918 年から 1919 年にかけて、問屋兼現物取引を営業目的に掲げる市場類似機関48が各地に設立され、その一部は既存の取引所を脅かすような存在となったが、これらが行っていたのは表向きの業務と違い差金決済による取引であった(生形[1967]130 頁)49。すなわち「営業目的は、有価証券の問屋業、交互計算による受渡決済、有価証券担保金融であったが、実際には差金決済の有価証券取引市場を形成していた」(山一證券株式会社社史編纂室[1958]164 頁)のである。言い換えると、差金決済では取引所は地域独占の地位を保持しており(したがってむしろ実質的には参入の余地があり)、実物取引ではかなり競争的な均衡が生じていたと言えよう。なによりも現物商の店頭市場の機能がそれだけ強力であったということである。ちなみに、市場類似機関の設立は取引所法の 1922 年の改正で禁止され(第4条の250)、また場外のジキ取引は短期清算取引となって取引所内に吸収された。

⁴⁷ 片岡[1999]は現物商による取扱銘柄数に対する取引所で売買された銘柄数の比率が、時間を追って低下しているとしているが、これは表 10 の取引所のシェアの数字の推移を見る限り必ずしも成立しない。片岡は 1914 年について、現物商の取扱い銘柄数とそのデータがとられた 5 月 13 日に於ける東京取引所での売買銘柄数を比較しているが(片岡[1999]142 頁)、他の年次については取引所での売買銘柄数は特定の 1 日ではなくて 1 年間に少しでも売買があれば取引所の売買銘柄としてカウントされているのであって、この比較は妥当でない。

^{48 1896} 年の農商務省令で場外でのジキ取引を規制するために場外の現物市場が許可制とされた。 市場類似機関はこの法令による許可を受けていた。

⁴⁹ その中で最も強力であったのは 1919 年 11 月資本金 1 千万円で創立され茅場町で営業を始めた東京証券交換所であり、会員は 300 人にのぼった。最終的には東京株式取引所は増資を行いこの交換所を買収することで決着した。

⁵⁰ 有価証券を売買する市場は全て取引所とされ、取引所法で規制されることとなった。

(2) ヘッジング手段の提供

取引所での株式取引が差金決済による清算取引であったことからすれば、株式市場の第2の主要な機能は先物市場として投機・金利裁定・ヘッジングの機能を提供したことにあるはずである。長期の清算取引では、個人投資家だけでなく仲買人や現物商による投機で大量の仮需要が導入されたため、金利裁定やヘッジングのツールとして機能したとみられる。

ヘッジングを行ったのは主として金融機関と株式在庫を抱える現物商であった。まず銀行 は初期においては巨大な株式保有機関であった。これは株式担保金融の担保流れの株式を保 有していたことと共に、企業設立ブームの時期に多くの銀行が設立に直接参加したことによ っている (小林[1995])。普通銀行についてみると、1900年の段階で預金総額 437 百万円、 有価証券保有額102百万円、そのうち株式は43百万円であった。預金の9.8%、所有有価証 券の実に 42.1%が株式であった51。銀行はその所有株の価値を維持することと株式担保金融 での担保物件の価格保全のために清算取引でヘッジングを行った。たとえば、政府が 1902 年に清算取引の限月を2ヶ月に短縮したとき、反対運動には銀行業も加わった52。理由は「手 形の期限が 60 日であるのに、取引所の売買が二ヶ月になっては、随時担保品を売捌くのに 差支える」(西村[1939]181 頁)ということであった。この「売捌く」は、ヘッジをかけて価 値を保全しつつ売るという意味にとる必要があろう。すなわち3ヶ月限月制の当限と先限間 の 60 日が顧客の株式担保借入や銀行によるそのヘッジ操作に便利であったので銀行業も限 月短縮に反対したのである。また、日露戦争直後の1905~06年にかけて相場師鈴木久五郎 が大規模な株の買占めを行ったとき、安田銀行はかれに投機資金を供給する傍ら、盛んに自 ら所有する株を売りつないでいた(すなわちヘッジしていた)といわれる。しかも、鈴木の 買い投機が支えきれなくなったと見ると逸早く融資を断ったのは安田銀行であった。安田銀 行はその傘下の銀行群を動員してしばしば大規模な株式取引を行った。たとえば、1920(大 正9)年の反動恐慌時の株価の暴落は、(株価低下を見越しての)安田グループによる大量の 先物売りが引き金になったといわれる(1921年9月29日、東京日日新聞)。

一流現物商はその在庫調整と在庫リスク管理の手段として清算取引を利用していたと言われる。二上[1986] は、このための方法として短期清算取引が用いられたと主張する。すなわち「短期清算取引は特に大阪で盛行をきわめ、玄人筋(自己売買及び地場受け)中心の投機色の強いものであったが、ここで行われる投機がなければ、東京、大阪の一流現物商は個人資産家層及び地方同業者の現株需給を適合させ得なかったであろう」と論じている。おそらく、日々の在庫管理には、きめ細かいポジション判断で一日ごとの繰延べの出来る短期清算取引が格好のヘッジングのツールとして機能したのであろう。

_

⁵¹ 後藤[1970]123 頁による。有価証券における株式のシェアはその後 10~20%程度に下がっている。10 年おきにみると、1910 年 16.9%、1920 年 12.6%、1926 年 17.6%、1929 年 11.8%である。52 限月短縮の勅令は 1902 年 6 月 3 日の官報に交付され、激しい反対運動が生じた。この年の 11 月には東京株式取引所の仲買人組合が東京銀行集会所に反対運動への協力を要請した。銀行集会所の渋沢栄一会長は、他の団体の請求により決議運動をしたことがないとして、請求を謝絶したが、その後も七十七、八十九、中井、四十一などの 20~30 行の中堅銀行は、たびたび会合を開き、集会所に反対の意向を表明した(中外商業新報第 6261 号 1902 年 11 月 30 日、第 6287 号 1903 年 1 月 1 日、東京経済雑誌第 46 巻 1161 号 1902 年 12 月 6 日)。

ヘッジングには、清算取引に同一銘柄があれば最も便利であるが、現物商は清算取引に上場されていない多数の株を売買していた。そうした株のヘッジングには、東京証券取引所株などが指標銘柄として取引された。先に触れた取引所での取引が少数の花形株や当所株に集中したという現象は、このことがかかわっていると思われる。

金利裁定には、主として長期の清算取引が用いられたものと思われる53。これは銀行の株 式担保貸出のサイトが60日程度(日本銀行営業局[1956]178頁)であり、限月間の裁定取引 に適合していたことによる。たとえば、3ヶ月限月制ならば、先限価格/当限価格-1が60 日の金利より高い場合は(手数料を考慮して)確実に裁定で利益が挙げられるし、逆なら損 失である。向井はヨーロッパなどと違い、わが国では金利裁定に自己資金を運用する資産家 が少ないことと仲買人に対する信頼が十分でないことから、自己資金による裁定取引は十分 でないとしている(向井[1934]123頁)。自己資金が十分でない場合、金利裁定は株式担保な どによる銀行借入が利用可能でなければできない。すなわち、当限で買い、先限で売りの裁 定を行うためには、当限の受渡日に現金を借入、その現金で株式を受け取り、他方先限の決 済日に先に入手した株式で先限の売建を決済し、代わり金で当初の借入金を返済することが 必要になる。こうした裁定取引は、銀行と取引のある仲買人やいわゆる玄人筋の投資家でな ければ十分には行い得なかったであろう。隔地鞘取りといわれる、地域間の価格差を狙った 金利裁定は、資力のある仲買人たちによって盛んに行われたが、これは特に収益が高かった ようである。たとえば、1915年の年末ごろには東京の株式取引所で東京株式取引所新株の現 物を300円で買い、同時に大阪の取引所で先限を売るという鞘とりで100円の利益があった。 60日で33%であるから年利にして200%にもなる取引であり、ある仲買人は東京の立会会場 内と大阪の連絡店の間で電話をかけっぱなしでそうした取引を行った、という逸話が残って いる(紅葉会[1953]178頁)。

以上要するに、戦前期の株式市場における株式所有権の移動は場外の現物市場の機能に負うところが大きい。現物市場が有効に機能するためには、取引所での株価が場外株価に対してシグナル機能を持つこと(片岡[1987])と共に、現物商の在庫管理にヘッジングの場を提供すること(二上[1986])が不可欠であった。十分なヘッジング機能が発揮されるためには、金利裁定と投機により仮需要が大量に供給される必要がある54。仮需要の源は、いわゆる玄人筋や仲買人による裁定取引と投機取引であったのであろう。

(3)情報効率性

片岡・丸・寺西[1989,2004]は、株式市場が情報効率的に機能していたか否かを、すなわち 株価が過去の価格情報に含まれる情報・企業収益情報・政策情報などを十分に反映する水準

53 ただし、短期清算取引でも繰延料と市中金利の差を利用したバイカイで、金利裁定が可能である (この場合、鞘取り機会は代行機関の繰延料決定行動に依存する)。

⁵⁴ いわゆるティアン・ゾーメンの外国為替相場決定の部分均衡モデルによる。これは、投機需要、金利裁定需要、ヘッジング需要の三つのタイプの為替需要を前提とする部分均衡分析により直物為替レートと先物為替レートの同時決定を説明するものである。詳しくは、小宮・須田[1983]参照のこと。

に決まっていたかについて検討した。すなわち 1900 (明治 33) 年 1 月 5 日から 12 月 29 日の鉄道会社 28 社・紡績会社 25 社・その他 7 社の日次データと 1898 (明治 31) 年 1 月から 1903 (明治 36) 年 12 月までの鉄道会社 27 社・紡績会社 14 社・その他 1 社の月次データを用いて次のような結果を得た 55 。

イ. 価格情報 1900 (明治 33) 年中の各銘柄の日ベースの株価について過去の価格との相関すなわち自己相関があるか否かという検定をおこなった。回帰分析は株価にはトレンドがあるため、株価の変化率に関して行われた。結果は、自己相関はおおむね有意でなく、株式市場はこの意味では効率的である56ということであった。すなわち、表 13に見られるように、大阪株式取引所の紡績・鉄道株では、1 日前の株価の有意なものは51 銘柄57中19 銘柄、2 日前の株価では51 銘柄中6 銘柄であった58。また場外株価では1 日前の株価が有意なものは21 銘柄中4 銘柄、2 日前で4 銘柄であった。また1 日前の係数が有意であるといってもその係数の値は極めて小さく59、取引コストを考えると実際には1期前の価格の動きを見て利益のあがる取引を行うことは無理であると判断される。この結果は、1970年前後のデータによって同様な分析を行った小峰[1975]で、1 日前の自己相関が有意であるものが47 銘柄中37 銘柄、2 日前で47 銘柄中16 銘柄であることと比較すると、驚異的とも言える。すなわち明治の方がこの分析でみる限りはるかに情報効率的なのである。加えて株式取引所より場外の方が効率性の面で劣っていないことも注目される。これはまさに「生き馬の目を抜く証券現物商」60の証左と言えるであろう。

ロ. 政策情報 これについては 1900 (明治 33) 年中の日ベースのデータにより公定歩合変更への株価の反応を検定した。1900 年中の株価のトレンドを除いた変動がこの年の3月20日、4月18日、7月18日の3回の日銀公定歩合引上げに対して直ちに反応しているか否かを分析した結果、株価の反応は公定歩合引上げ情報の開示直後だけでなくそれ以前にもまたその後も継続して生じていることなどから、必ずしもこの点では効率性は十分でないと判断される。ただし、この検定には公定歩合情報がすでに織り込み済み

⁵⁵ 検定の方法は Fama[1970]による。イ. はウィークフォームの検定、ロ. ハ. はセミ・ストロングフォームの検定といわれる。

⁵⁶ 過去の価格と自己相関があれば、過去の価格情報を用いて利益を上げることができる。すなわちある時点の株価は、その時点までに利用可能なすべての情報を取り込んで定まっている、という意味での情報効率性の条件を満たしていない。

⁵⁷ 株価は一つの株式について当限、中限、先限の三種類決まる。この三つの価格をそれぞれ 別の銘柄とみなして銘柄という表現を用いている。

⁵⁸ 片岡・丸・寺西[2004]には大阪取引所についての系列相関係数の表が脱落しているようである。この表はおなじ著者の一橋大学経済研究所ディスカッション・ペーパー片岡・丸・寺西[1989]に収録されている。

⁵⁹ 取引所で-0.074、場外で 0.072。

^{60 1919} 年大蔵省が国債流通市場を取引所内に開設することを計画した際の日銀への問い合わせに対する日銀の答申の中の表現(日本銀行審査部編[1991]1204~1205 頁)。

であるとうまく出ないし、また公定歩合の引き上げ幅が不十分であると市場が判断した 場合も反応が遅れる、などの問題点がある。ちなみに公定歩合への反応に関して小峰 [1975]は我々が明治期に得たのと類似の検討結果を得ている。このことはこのような公 定歩合の性格を反映するものであると言えよう。また公定歩合が企業収益などを通じて 株価に影響する経路とは別に、引締めが証券業者の資金繰りをタイトにしそれが株価に 影響するというルートも考えられるが、明治のこの時期では金融市場と株式市場の連動 関係はいまだ十分でなかったと思われるから、この点でも明治では特に公定歩合への反 応が遅れた可能性がある。

ハ. 企業収益情報 これについては 1898 (明治 31) 年 1 月から 1903 (明治 36) 年 12 月までの 42 銘柄の月次データにより、企業の利益増加の決算情報(グッドニュース) と利益減少の決算情報(バッドニュース)が株価にどのように反映されるかを検討した。 データは月初めの場外現物商の株価である。まず各株価の変化率(株式収益率)を一種 のマーケット・ポートフォリオ61の収益率に回帰し、回帰の残差をもとめ、その累積値 を情報発表 5 か月前から発表後 6 か月について計算する。次に利益以外の企業固有な要 因を除去するために個別銘柄の累積残差の平均値を求める62。こうして求められたいわ ゆる API(abnormal performance index)をグッド・ニュースの銘柄とバッド・ニュー スの銘柄に分けてそれぞれについて図示したものが図1である。0 時点が決済時すなわ ち利益情報公表時である。これによると、利益情報の公表の後になだらかに株価に影響 が出ており、情報の広がりは緩やかであることがわかる。また情報公表以前には目立っ た株価の動きはなく、それ以前に様々な情報が織り込み済みになっている可能性は少な い。このことは 1970 年代について同様な分析を行った久保田[1981]の結果と対照的で ある。すなわち久保田の分析では、利益情報のかなり以前から63株価が動き始めており、 決算発表時には増益・減益情報は既に織り込み済みとなっており、さほど株価の反応が 生じていないからである(久保田[1981]95~100頁)。

すなわち「企業純収益のような公開情報は過去1年間の間に徐々に形成されるものな ので、情報分析機関の発達している現代ではほとんどの投資家の知るところであり、株 価は発表時以前から情報を織り込んでいる。これに対して、明治期ではこのような情報 に関して、株価の反応は発表時以降に大きくなっている。多くの投資家は発表時以降に 知ることとなったとみることができよう」(片岡・丸・寺西[2004]80~81頁)。

ら残差の累積値の平均値(API)を次の式で求める。 $API = (\frac{1}{N})\sum_{i=1}^{N}\prod_{j=1}^{6}u_{i}(t)$ 。 ここで N は

グッド・ニュースまたはバッド・ニュースの銘柄数、 $T = -5, -4, \dots, 0, \dots, 6$ である。

⁶¹ 分析に用いた紡績株と鉄道株の平均値をマーケット・ポートフォリオの収益率とした。

⁶² すなわち $R_i(t) = \alpha_i + \beta_i R_m(t) + u_i(t)$ を計測する。ここで $R_i(t)$ はi株式のt時点の収益率、 $R_{m}(t)$ はマーケット・ポートフォリオの平均収益率である。これから得られる u_{i} の推計値か

⁶³ グッド・ニュースの時は公表3か月までに、バッド・ニュースの時は遅くとも公表前に織 り込み済みとなる。

(4) 金融市場との連携

株式市場がマクロの資金需給と十分な連携を取っていたかどうか、あるいは株式の需給が金融市場の需給構造に有効に組み込まれていたかどうかの問題には2つの側面がある。第1の側面は投資家の資金需給と金融市場の需給との関係である。投資家の行動が金融市場から影響を受けまたその行動が金融市場に影響することにより、企業の資金調達、設備投資に影響が及ぶ側面である。この点では、株式投資資金を銀行借り入れ市場で調達する投資家の行動が問題の焦点となる。株式担保金融はその代表的なものであり、それが大きな広がりを見せていたことは、日本の株式市場が金融市場から強い影響を受けつつ機能していたことを示す。第2に、取引所や現物市場といった株式市場に於ける活動にかかわる資金需給(たとえば決済資金の調達)がマクロの金融市場に影響を与えていたかどうかという側面がある。日本の株式市場では仲買人の資金力が脆弱であり、この面での金融的連関が弱かったと見られる。しかし、1920年代以降は、株式業者の法人化が進展し、金融市場への影響度も徐々に高まったといわれる。このことを、取引所に於ける決済とコール資金需要との関係によって確認することにしたい。

『銀行通信録』に、各地の組合銀行週報という記事があり、毎週土曜日の銀行組合加入銀行のコールローンの残高が 1923 年 7 月 7 日から与えられている。これから東京組合銀行の数字を用いる。コールだけでなく、貸出、預金、金銀在高のデータも利用可能である。ただ、このデータは 1923 年 8 月 26 日から 11 月 30 日の期間関東大震災のため欠けているので、実際に使えるのは 1923 年 12 月 1 日以降である。また、1927 年の 3 月以降になると金融恐慌の影響があるのでそれ以前と連続的に用いることには問題がある。したがって、以下では1923 年 12 月 1 日から 1927 年 2 月 26 日までの 172 個からなるサンプルを使用する。

以下で行う分析は岡田[1926]の分析の改良版である。岡田は、1925 年 4 月 1 日から清算取引の限月が 2 ヶ月 3 期制となったことに着目して、同年 5 月 30 日から 1926 年 3 月 20 日の週末のコール残高の動きを分析して次のように論じた。すなわち、新しい限月制の下では、偶数月の 5 日と 25 日、奇数月の 15 日が清算取引の決済日となった。決済に当たっては、差金の支払いや現金による株の買い取りがあるため、仲買人によるコールの取入れが増加する可能性がある。当時のコールは最も金利の低い翌日物が用いられるのはもちろんだが、一週間据え置きの普通物が相当用いられている64。もし金融市場に影響を及ぼすほどのコール取り入れがあるとすると、受渡し日の直後の土曜日の組合銀行のコール残高は、他の土曜日に比べて有意に大きいはずである。ただし 25 日が決済日のときはこの日は月末に近く、月末には各種の取引の決済が集中するから、明確な変化が見られないかもしれない。約1年間のデータを観察した結果、岡田は「コールローンは株式受渡し資金が平均二千四五百万円であったに対し、五日及び十五日の後に至って、二千数百万円増加せる実情は、それが受渡資金となり後回収されてそれが増加したものであると、推論してたいした誤りはないと信ずる」

64 同時に行ったコールレートの変動の分析では、翌日物より普通物のほうが受渡し日後により明瞭な変化が見られるようであるとしている (岡田[1926]222~229 頁)。

(岡田[1926]222~223 頁)と主張した。すなわち、株式受渡が東京組合加盟銀行全体のコール資金供給に無視できない影響を与えていると結論したのである。以下ではこの岡田の結論が統計的に有意であるか否かを検討する(ここで、コールが「後回収されて」という文言は少し理解に苦しむが、ここでは一応無視しておこう)。

われわれのデータを下にまず、期間を、2 ヶ月 3 限制の 1925 年 4 月以後の時期(後期)とそれ以前の 3 ヶ月 3 限制の時期(前期)に分け、それぞれの期間について、次のような計算を行った。組合銀行の貸出(コールは含まない)、コール、金銀在高の前の土曜日からの増加分を求める。次に、サンプルを、5 日、15 日の直後の土曜日、25 日の直後の土曜日、その他の土曜日の3 つに分割し、その上で3 つのサンプルの間で、貸出・コール・金銀在高の増加分の平均値の差が有意に異なるか否かを検定した。

以下では偶数月、奇数月、土曜日などという言葉を省略して、偶数月の5日、奇数月の15 日の直後の土曜日とは言わず、単に5日、15日ということにする。表14を見られたい。ま ず、表 14 のパネル(1)で、貸出、コール、金銀在高の対先週増分の大きさを見よう. 両 期間において貸出は 5 日、15 日に若干の減少、月末の 25 日に大きく増加、その他の日に小 さな増加という動きを示している。金銀在高も、25日には大きな増加を示している。これに 対して、コールの動きは両期間で明確に異なっている。まず、5日と15日は増加しているが その大きさは後期において断然大きい(前期 14.63 百万円に対し後期は 29.04 百万円)。25 日は両期間で減少しているが前期の減少額(33.13 百万円)に比べて後期の減少額(55.83 百万円)は非常に大きい。これから見る限り、コールの動きは、2ヶ月3限制への移行に伴 って変化したと言えそうである。5日、15日は前期に比べて後期では平均的に14.42百万円 コールへの運用が増えている。25日にはコールの引き揚げ幅が、26.79百万円増加している。 パネル (2) によると、このコールの流れの変化が有意であるという仮説が棄却される確率 は、それぞれ 16.2%と 11.1%である。この値はさほど小さくはないが、他の変数の t 値に比 べると明らかに小さい。次にパネル(3)ではそれぞれの期間ごとに、資産の増加率の大き さに、三つのサンプルの間で有意な差があるか否かを検定している。まず、前期を見ると、 5日、15日と25日では、貸出・コール・金銀在高のいずれの資産の変化についても、明ら かな違いがある。25 日とその他の日についても同様である。しかし、5 日、15 日とその他 の日の間にはいずれの資産の変化においても有意な差がない。すなわち、3ヶ月3限制の時 期には、月末の 25 日にだけ特異な変化が生じたのである。これには株の受渡の影響もある であろうしその他の月末支払いの影響によるところもあるであろうが理由は特定できない。 次に後期、すなわち1925年4月からの限月が2ヶ月3限制に変って以後の期間を見よう。5 日、15日と25日では、資産の増加分に以前と同じように明らかな違いが見られる。25日と その他の日についても、貸出の増加分の平均値を除いて65明らかな違いがある。すなわち、 この期間においても月末に近い 25 日は特殊な時期である。また、この期間でも、貸出と金 銀在高については5日、15日とその他の日の間で違いは見られない。しかし、コールについ てだけは、5日、15日とその他の日の間で明らかな違いが生じている。すなわち、前期では

-

⁶⁵ このことの理由は不明である。

p値が 0.137 で平均値の差は有意でなかったのに対し、後期の p値は 0.008 で二つのサンプルの平均値の間に有意な差が生じている。このことはおそらく限月制の変更によるものであるう。

ちなみに後期に於いて 5 日、15 日のコールの増分が 29.04 で、その他の日では 0.79 であり、その差が 28.25 百万円であるのは、日本銀行[1933]で 1926 年 3 月末の証券会社筋によるコール取り入れを 20 百万円としているのにかなりうまく対応している66。同じ時点での東京手形交換所銀行のコール残高は 192 百万円であったから、証券にかかわるコール需要は全体の 10%程度であったが、清算取引の決済時にはコール市場の需給に或る程度の影響を与えたということであろう。しばしば日本の株式市場が金融市場一般とは断絶した存在であったといわれてきたが、そうした状態は大正期から昭和期にかけて次第になくなりつつあったことを示している。すなわちこのころから株式市場の活動はマクロの金融市場の資金需給と相互依存関係を持つに至ったのである。

金融市場と株式市場の活動との連関の高まりは、このころから仲買人や証券会社で銀行と取引関係を持つものが増えたことを反映していると思われる。次節で分析に用いる渋谷 [1988]に収められている商工人名録には 1930 年の東京株式取引所の仲買人について取引銀行の記載がある。この情報を整理した表 15 によると、取引銀行を持っている仲買人の数を仲買人の所得税の階層別にみると、最下層の 21 人の仲買人でも 3 人が銀行と取引を持っていることがわかる。もちろん高い所得税を払っている階層では銀行取引を行っているものの数が多い。こうした仲買人との取引の多い銀行は、野村銀行、三井銀行や安田銀行、第三銀行などであった。

5. 株式市場の"投機性"

(1) "実物化"政策の混乱

政府は、1893 (明治 26) 年の取引所法では既存の取引所業界の意向を大幅に取り入れざるを得なかったが、その後の政策では一貫して取引所取引を政府なりの基準で"健全化"すること、具体的には"実物化"し、現物取引中心のものに切り替えることを目指した。そのために政府が取った方法は清算取引の限月を短縮化することであった。政府の考えは、取引所の"投機的"性格は、第1に世界に類を見ない3ヶ月という限月の長さ⁶⁷にあり、第2に、清算取引と現物取引という二元的取引制度にあるというものであった。限月を短くし、取引方法を現物に一元化し、そこで差金決済も出来る様にすれば、投機的目的の取引は縮小する

⁶⁶ 日本銀行[1933]1076 頁。この 20 万円という数字は月末値の推定値(当局調)である。67 ロンドンでは 2 週間、ベルリンでは 1 ヶ月、ニューヨークでは翌日であった(向井[1934]109 頁)。わが国では、江戸時代、諸侯が米をその領地から大阪の堂島市場まで廻送するのに最長で 3 ヶ月かかったことから帳合い米取引では 3 ヶ月限月となっており、1878 年の株式取引所条例でこれをそのまま踏襲したとされる(向井[1932]232 頁)。ただし、帳合い米取引の慣行はこのとき突然株式市場に取り込まれたのではなく、1871 年に堂島の米会所で採用され、洋銀取引を経て公債取引所にかなりの程度定着していた(野田[1980]33 頁)。

と考えられたのであった。しかしながら、再三の挑戦に係わらず、この政策は成功しなかった。表 9 に見られるように売買高に占める実物取引の割合は、第 1 次大戦前の $1908\sim12$ 年の 22.3%がピークであり、その後 $1933\sim37$ 年にかけて低下している68。失敗の原因は、政府側の戦略のまずさと共に取引所の営利企業としての反対行動にある。

政府は 1893 年の取引所法で、実物取引のなかに、5 日以内受渡しの直取引と並んで 150 日以内受渡しの延取引を導入し、現物取引を使いやすいものにすることを試みた。しかし期 待に反して延取引の利用はほとんどなくこの試みは失敗した⁶⁹。

次に政府は、1902年6月の勅令第158号で、定期取引の限月を3ヶ月から2ヶ月に引き 下げた70。これに対して取引所側は激しい反対運動を展開し、結局農商務大臣平田東助の辞 任問題にまで発展し、後任の清浦奎吾は、1903年8月限月を元の3ヶ月に戻さざるを得な かった(勅令第127号、実施は9月)。この案を強硬に推し進めたのは農商務省商工局長木 内重四郎であり、反対勢力の中心となったのは東京株式取引所理事長中野武営であった。木 内はこの改正を極秘のうちに進め、改正勅令を1902年5月20日に閣議にかけ、6月3日に 公布し、7月1日施行するなどの異例のスピードで実施するなどした。しかし、木内の動き は4月ごろには取引所側に漏れており、勅令公布後2日目の6月5日には、早くも全国取引 所同盟連合会が結成され、これに仲買員組合や東京商業会議所が加わり、猛烈な反対運動が 展開された。議会では憲政本党が反対運動を支援した。限月短縮により株式市場は沈静化し、 対露関係が切迫する中で政府内ではこの問題で混乱が続くことを警戒する動きが強まった。 1904 年 4 月に遂に政府は農商務省令第 3 号を持って先の勅令の趣旨を変更することとなっ た。すなわち延取引に差金決済を認めかつ各取引所に延取引の期間を3ヶ月とする規定を設 けさせることにより、定期取引限月2箇月の不便を補うこととしたのである。しかしこの措 置は、事実上省令で以って勅令の趣旨を変更したこととなり、違法かつ違憲の恐れがあると の批判が憲政本党から出され、政友会もこれに賛同した。このため木内局長は 5 月に辞職、 平田農相も7月辞任せざるを得ないこととなったのである。

さらに、1922年の取引所法の改正で政府は、実物化政策の切り札として、限月の再度の短縮化と共に短期清算取引を導入した。前者は 1925年4月、後者は 1924年6月から実施された。これにより、次第に米国式に翌日決済の一元式取引で現物取引と清算取引の両方を行うシステムに移行することを目指したのである(向井[1934]147頁)。短期清算取引については「7日以内の期限を以って履行日となすべき」と定められており、この履行日における受

68 1939 年以後は実物取引の割合が急激に高まっている(東京証券取引所[1963]総 75 頁)。しかしこれは戦時資金動員の特殊事情による。

⁶⁹ その後限月短縮のため沈滯した株式取引対策として、1903 年 4 月に農商務省令第 3 号により延取引に転売・買戻しの出来る差金取引を許可した。延取引の利用は一挙に増えたが、定期取引にのみ取引所税がかかる決まりであったため、取引所税が激減し、限月復旧と共に取引は見合わされた。延取引は結局 1922 年の取引所法の改正で実物取引に変更され事実上廃止された。(東京株式取引所 [1928]、諸統計 60 頁)。

⁷⁰ 加えて株式会社組織の取引所で利益配当が1割を超えるときは配当を差し引いた残り分の2分の1を賠償責任準備金として(資本額に達するまで)積み立てることなどを規定した。こうしたことから取引所側ではこの勅令を"取引所打壊令"と呼んだ。賠償責任準備積立金制度は1906年6月勅令第174号で廃止となった。

渡しその他の決済については、当初 1 ヶ月 1 回以上の「総決済日」を設けてその日まで繰延べしうるものとされた(取引所令第 11 条)。したがって、政府の読みでは、総決済日が近づくにつれて、繰延べの期間が短縮化し、最後には現物取引化するはずであった。しかしながら、政府のこうした意図と異なって、短期清算取引は、取引所側からは場外のジキ取引を取引所内に取り込むための格好の手段として迎えられた。このため、取引所は差金決済の余地を狭める総決算日の規定に対して反対運動を繰り広げ、結局 1923 年取引所令第 11 条は改正され、「売買成立の日より 1 ヶ月以内」繰延べが可能と改められたのである(東京証券取引所[1963]総 $58\sim60$ 頁)。これにより、先に記したように、バイカイを行うことによりいくらでも繰延べが可能なシステムとなったのである。ちなみに、長期清算取引の限月も再び取引所側の反対を受けて 1929 年 5 月に元の 3 ヶ月制に戻された。

先物取引が可能な限り投機は出来るわけだから、単に先物の期限を短縮して投機を減らそうというのはかなり無理な政策であった(向井[1934])⁷¹。したがって、当初の単に限月を短縮するだけの政策は必ずしも有効でなかった。ただし、1922年の取引所法の改正において政府が導入しようとした総決算日の規定はヘッジングや金利裁定の実効を難しくするから、その限りで有効に効いた可能性がある。しかし、取引所は転売、買戻しなど複雑な取引が為されるほど売買手数料が入るわけだから、差金決済を伴う清算取引の縮小は取引所の死活問題であり、反対運動が生じたのである(大阪株式取引所[1928]86~90頁)。取引所を営利組織とした初期の制度設計がここで再び大きな影響をもったのである。

ちなみに、1922 年以後、ジキ取引が短期清算取引として公式化されることになり、短期の清算取引は長期の清算取引をしのぐほどに活性化した。これはひとつには、政府が短期取引振興のため税率を大幅に引き下げたことによるが、いまひとつの重要な理由として、次の点に注意せねばならない。すなわち従来のジキ取引は、全て取引者間で相対になされるため、個々の取引員の資金調達能力の限界によってその量に限界が生じたが、1922 年以後のシステムでは、代行会社がその信用力72で資金を調達したため繰延べがいっそう容易になったことである。先に述べたように、個々の取引員はこの制度の下では、ザラバでは単に売買の仮約定を行うのみで、受渡か繰延べかを決める必要がなく、資金調達力とは無関係に売買を行えたからである。

ただわれわれは、先物投機は、戦前期の株式流通市場では、ヘッジングや金利裁定を可能にするために必要なアクティヴィティであったと考えている。いわゆる"投機性"の問題は、 先物投機という行動の是非の問題ではなく、もっと別の要因に係わっているのではないだろうか、というのがわれわれの考えである。当時の政府の問題意識とは、多少視点が異なるが、 以下にこのことを説明しよう。

 71 向井は、(1) 全ての取引日に共通の受渡し期日を定めていること、(2) 売買単位が一定(10 株)に定められていること、(3) 売買方法が競売買であること、をあげ、実現した短期清算取引 は長期清算取引と根本においてまったく変わらないことを指摘している(向井[1932] $503\sim504$

72 東株代行会社は東京株式取引所が 4 万株出資(東京株式取引所[1938] 510 頁) しており、住友銀行の東京支店、野村銀行の東京支店、七十七銀行、第三銀行などから資金を調達した。また大阪の日本信託株式会社は大阪株式取引所の保証の元に手形を振出し、資金調達を行った。

25

.

(2) 仲買人の質

先物による投機はヘッジングや金利裁定を可能にし、ヘッジングは場外市場での現物商に よる在庫管理を容易にした。取引所での受渡しと場外市場での現物売買の組み合わせは必要 にして十分な株式所有の移転を引き起こした。前節では概略以上のような議論を展開してき た。それでは、このような論脈において、戦前の株式市場についてしばしば指摘される"投 機性"という特徴はいかに説明すべきであろうか。このことを考えるための1つのヒントは、 ヨーロッパの取引所における取引員との比較である。ヨーロッパの取引所では、日本と同じ ように差金決済の長期清算取引が盛んに行われており、金利裁定・ヘッジング・投機が取引 員の主要アクティヴィティであり、この点では日本とまったく異なることはない。しかしな がら、ヨーロッパの取引員は投資家に深く信頼される存在であり、自ら短期金融市場から資 金を調達する資力を持っており、責任を持って委託された取引を完遂せしめるレピュテーシ ョンを持っていた。日本でもこうした取引員が居なかったわけではない。自己売買をほとん どせず、金融機関や富裕層などの優良な顧客の委託取引だけで十分な収益を上げる仲買人も いたし、初期にはかなり危ない投機を行ったものの、その後は堅実な委託と引受業務で順調 に業績をあげてきたものも居る。しかし、日本ではそうした業者はいわば多数の仲買人の中 で例外的に優れた存在であり、仲買人の主流ないし代表的存在になることはなかった。以下 ではいわゆる株式市場の投機性といわれる特質が仲買人の質に密接にかかわっているのでは ないかということを示唆したい。具体的には、1893年取引所法以後の株式市場には優れた仲 買人を選抜する機能がなく、逆に優れた仲買人が退出する傾向があった可能性を指摘したい。 日本の取引員・仲買人の存在形態はきわめて多様であった。島本によれば、「取引員と言っ ても百万長者もあれば、借金を山ほど背負っている者もある、客の注文を専門に取り扱って いる取引員もあれば、自己の思惑専門の仲買もある。現物と鞘取りとをやる仲買もあれば、 他の有力な仲買の手先となって働いている仲買もある。また世間で一般に仲買とか株屋とか 言っている者のうちには取引所の取引員でない現物屋をもふくんでいる」(島本 [1925]279 頁)というふうであった。そして代表的な仲買人の一般的なイメージは、第1に開廃業がき わめて頻繁で不安定な営業、第2に不正行為や表立った不正とは言わなくとも常にモラルハ ザードを犯す可能性のある信頼性の欠如、第3に自己売買が収益の支えであり、思惑取引に "憂き身をやつす"存在、ということであり、このイメージは戦前期を通じて変わることは なかった。ここで注意すべきことは、それにもかかわらず、仲買人の構成ないし中身はダイ ナミックに変化していた。特に、仲買人の中の成功者が次々と仲買人グループから離脱して いったことが注目されねばならない。すなわち、日露戦争以後、現物商となってきわめて高 い成長を示すグループが出てきた。たとえば、東京の山一(1897年小池国三仲買人免許)、 紅葉屋商会(1896年 神田らい蔵仲買人免許)、大阪の野村徳七商店(1907年野村実三郎仲 買人免許)、竹原商店(1882年竹原友三郎仲買人免許)などいわゆる現物団を組織して、公 社債業務に進出したり、小池国三、神田らい蔵や野村徳七などは銀行業(小池銀行1917年、

神田銀行 1918 年、野村銀行 1917 年⁷³)、に乗り出して行っている。これに対して、最後まで仲買で通した業者はおおむね戦後になっても伸び悩んでいる。たとえば、東京の小布施(小布施新三郎 1883 年仲買人免許) 大阪の加賀慶 (1880 年加賀新七仲買人免許) などである。また、戦後の大手証券の母体となったものは、例外なく仲買人から公社債業者に転進したものであった⁷⁴。

仮に、優秀な仲買人がグループから離脱し、不良な仲買人のみ新たに参加してきたという 傾向、すなわち価格理論で言う逆選択(adverse selection)が事実ならば、それをサポート する事実は十分に存在した。第1に、1893年取引所法では違反行為についての担保責任を 取引所に負わせたことである。このことは仲買人の資力や信用を取引所が代位したことを意 味する(島本[1961]235~236 頁)。顧客にとって損害賠償に関しては、各仲買人それぞれが 同等の資力を持っていることと同値であり、顧客は仲買人を選別するインセンティブを持た ないことになる。この場合、資力もあり信頼の置ける仲買人といえども高い委託手数料をと ることが出来なくなり、優秀な業者は仲買人市場にエントリーすることをためらう結果とな る。第2に、1924年に開始された早受け手形の制度がある。これは取引所の信用を利用し て、株式受渡しの資金を市場に導入したものであり、この制度の下では、あらゆる仲買人が 受渡しに関して同一の資金調達力を持つことになる。従って、資力と信用のある仲買人が安 いコストで資金調達を行うメリットは減殺されざるを得ない。第3に、1915(大正4)年の 不況以降、株式不況が起こると、決済75のために公的救済資金を、仲買人シンジケートを通 じて導入する仕組みが定着してきたことである。第1次大戦中の1916年にはドイツが講和 を提議したとの情報で、株式ブームが一転して大暴落になり、日銀の了承のもとで、興銀が 東京取引所に1,500万円、大阪の取引所に1,000万円を限度とする決済資金の融資を行った。 1920年の3月にはじまる反動恐慌でも同様の措置が取られ、1934年にも増税(臨時利得税) にまつわる不安心理から大暴落となり、興銀資金が導入された(こうした公的債務は仲買人 の連帯責任とされた)。公的救済は優良な取引員がシェアを広げるチャンスをつぶすわけであ り、その参加インセンティブを引き下げざるを得ない。第4に、上述の短期清算取引におけ る代行会社の機能がある。これらの会社は株式取引所の信用をバックに金融市場から資金を 導入できることになっている(注64参照)。このことは短期清算取引を活性化させることに

-

⁷³ 小池はかって買収していた商栄銀行を 1917 年小池銀行と改称。神田は、神田銀行の前に 1911 年には、紅葉屋銀行を開業。

^{74「}大手証券の母体となった野村、藤本ビルブローカー、小池、旧日興の4社は戦時統制時代に入るまで公社債専業であったし、また山一、川島屋も兜町の有力な株式仲買人であると同時に有価証券引受業法に基づき免許を得た公社債業者であることからわかるように、4社は例外なく戦前の公社債業者なのである」(二上[1986])。

⁷⁵ ブームの時には取引高が過度に増大する。受け渡し日が迫ると、売り方は現株、買い方は現金の手当てを行うか、それが出来ないときは反対売買を行って差金決済による手仕舞いを行わねばならない。このとき市場心理が悪化すると、反対売買のための買いに対して、容易に新規の売りが出てこないことになる。当初の売り方は、価格を極度に高めて新規の売り方の出現を図らねばならず、そうすると差金の額が多額に上り、決済不能の事態となる。逆に、反対売買の売りを行おうとしても新規の買いが出てこないときは、価格を極端に下げなければならなくなり、差金決済の額がふくらみ決済が困難になると共に、株価の暴落が生じる。

はなったが、他方で個々の取引員の資金調達力の差異が効かない仕組みを導入する結果になったのである。

1930 年代初めに問題となったマラソン金融問題は取引員の質の劣化を象徴しているように思われる。マラソン金融とは、銀行信用を十分利用できず、資金繰りに苦しむ取引員が株式を持っている別の取引員の協力に依存して、概略次のような方法で、取引所の信用を変則的に利用する方法である。取引員は自ら買手となり知り合いの取引員からその株式を購入する。取引所は売り手の取引員に、株式と引き換えに取引所振出の小切手を渡すった。買い手となった取引員は取引所から株式を受け取る。支払いは(預金の裏づけのない)自己振出の小切手である。こうした上で、二人の取引員は、手にしている株式と取引所振出の小切手を交換する。資金繰りに苦しむ買い手側の取引員は、取引所振出の小切手を直ちに現金化して短期の金融を付けるった。自ら振出した小切手は手形交換所に決済されると不渡りになってしまうが、交換に回るまでには2、3日あるから、その間は問題がない。したがってこの取引を2、3日ごとに繰り返していけば最初に振り出された取引所小切手分だけは金融を受けたのと同じことになる(向井[1934] 206 頁)。ちなみに、株式の売り手となる取引員は、買い手となる取引員から品貸し料を受け取る。また、取引所は結果的には事実上の貸付を行うわけであるが、金利の代わりに売買手数料を受け取ることが出来る。すなわち、マラソン金融のメカニズムはそれぞれの参加者のインセンティブに整合的であった。

こうした変則的金融取引は 1920 年代半ばから行われるようになり、1930 年代に入って広く取引員の間に採用されていたようである。当時の監督官庁である商工省は、このことを重く見て、1933 (昭和 8) 年東京株式取引所あてに通達を発し、マラソン金融の改善を要請している。これに対して取引所は、増資を行いその資金で取引所自ら証券金融を行うことによって対応しようとしたが、その利用はほとんどなく、マラソン金融を根絶することは容易ではなかった。少なくとも東京株式取引所史第 3 巻の出た 1938 年時点では実効性のある手段はとられていない78、79。志村はこの過程を詳しく分析し、この問題は「基本的には株式仲買人と呼ばれるこれら取引員の資金力が極端に乏しいことに原因していた。取引員の中には身元保証金すら納入できないものが居たのである」と述べている(志村[1969]375 頁)。重要なことは、この種の資金繰りは、ほぼ取引所創立のころから行おうと思えば可能であったことである。それが明治大正期にはなされなかったのは、取引員・仲買人の質がまだそれほどには劣化していなかったことによるものであろう。農商務省の通牒で仲買人の質に触れたものは、おそらく 1914 (大正 3) 年のものが最初と思われる。通牒の内容はその後エスカレートし、1922 年には資産額や負債額を偽って免許を得るものがあることを警戒すべしという通牒

⁷⁶ 先に述べたように 全ての取引は取引所との間で決済される。ここでの例は実物取引の例であるが、短期・長期の清算取引でも同様な金融がなされた(向井[1934]208, 211 頁)。

⁷⁷ 取引所の手形は信用があるからどの銀行でも直ちに現金化できる。

⁷⁸ 金融研究所のワークショップ「資本市場の制度設計と投資家・企業行動の効率性(Ⅱ)」(2009年2月23日)で伊藤正直氏はこの点に触れ、証券金融などの制度導入がその後の証券市場の効率化につながったのではないかと指摘した。この点の検討は今後の課題として残されている。
79 東京株式取引所[1938]92頁。マラソン金融に関する政策対応過程については志村([1969]373、

³⁷⁷ 頁参照)。

さえ出されている(東京株式取引所[1928]488~491 頁)。このころになると銀行からまったく相手にされないような取引員が多数を占めてきたのである。ちなみに、取引員の身元保証金は一般取引員については1920(大正9)年に、それまでの5万円から15万円に引き上げられたが、追加された10万円の払い込みには分割払いの方法がとられ、当初1922(大正11)年3月までに満額払い込みと定められたが、その後期限は3回延期され、完納されたのは1925(大正14)年3月であった(東京株式取引所[1928]241~243頁)。また1924(大正13)年から始まった短期取引の取引員については身元保証金が10万円と定められ、当初半額の5万円は1930(昭和5)年3月までに8回に分けて分納し、残り5万円は1930(昭和5)年以降毎年1万円を下らない額での分納と定められたが、1933(昭和8)年12月にいたっても6万1千円が未納であった。この時点で、残額は最大17回に分けての分納と定められたが、その後この納期は再三にわたって延期されており、東京株式取引所史第3巻の出る前年の1937(昭和12)年にいたっても1万6千円が未納となっている(東京株式取引所[1938]201~203頁)。おそらく1924年以降短期取引員となったものの中には資金力の面でかなり問題のある者が居たのであろう80。

仮に、1893年取引所法の下で仲買人の逆選択がシステムに組み込まれ、1910年代以降の 公的救済、代行会社、早受け手形など諸措置がそれを強化したとすると、それ以前の仲買人 はそれ以後の仲買人に比べて資産面などで良質であった可能性がある。1912年に出版された 『兜街繁盛記』にはその時点での137人の仲買人について、収益力、資産力、取引方法上の 特色などについてキャジュアルな講評を載せている。137 のうちには特に新しく仲買人にな った人について「評なし」として何も書いていないものがあるが、古くからの仲買人に関し てはかなり詳しい講評が与えられている。今、明治40年すなわち1907年までに免許を取得 して 1912 年時点で仲買人を営業している 36 人を取り上げると、そのうち資産額、納税額な どについての記載のあるものは下記の17人である。半田庸太郎(直接国税2,400円余)、津 田七五郎(営業税1,350円)、村上太三郎(諸株式7、8万)、阿部鉄之助(直接国税940円)、 富倉林蔵(財産 5、60 万円)、栗生武右衛門(1 年の取引所に納める手数料 10 万円以上)、 松村辰次郎(財産100万円以上)、高井治兵衛(国税600円)、鈴木圭三(直接国税1,354円)、 山中清兵衛(直接国税 2,400 円余)、加登実蔵(営業税 400 円余)、川北徳三郎(直接国税 820 余円)、古沢鉄太郎(直接国税 1.000 余円)、近田三郎(直接国税 700 余円)、竹中音次郎(営 業税 830 余円)、長谷川薫(財産 30 万円)、村上定吉(直接国税 4,000 円)。このほかには、 小池国三、小布施新次郎などといった証券界のリーダーの名前も見られる。必ずしも十分と はいえないものの、このことは初期においてかなりの人物が仲買人となっていたことをうか がわせる。

最後に渋谷[1988]に収められている商工人名録により、1898 (明治 31) 年、1914 (大正 3) 年、1930 (昭和 5) 年の 3 ヵ年における東京の株式仲買人 (取引員) の税額の分布を検討することによって逆選択が生じたか否かを検討しておこう。表 16 を参照されたい。各年につ

_

⁸⁰ 一般取引員は改めて身元保証金を支払わなくとも短期取引員を兼任できた。

いて税額の記載のない仲買人がいるものの(「不詳」 81)かなりのカバレッジで情報が得られる 82 。たとえば、 1930 年については一般取引員・短期取引員・国債取引員をあわせて上期で 130 人、下期で 125 人の取引員がいたが、このうち 120 人の情報が載せられている。

各年について税額のわかっている仲買人を税額の小さいほうから並べ、第Ⅰ分位、第Ⅱ分 位、・・・、第V分位というふうに同人数からなる5つのグループに分類し83、それぞれのグル ープに属する仲買人の税額を合計し、 5 グループの税額の合計に占めるシェアを計算する。 所得税について計算した結果が上方のパネルに、営業税について計算した結果が下方のパネ ルに示されている。これからわかることは、第Ⅰ、第Ⅱ分位の税額シェアが年を経るにした がって明瞭に減少していることである。1898年と1930年を比べると、所得税の第Ⅰ分位の シェアは 1.6%から 0.6%に、第Ⅱ分位のシェアは 4.5%から 3%に減っている。営業税につい ても、第Ⅰ分位のシェアは 4.7%から 1.2%に、第Ⅱ分位のシェアは 11%から 4.2%へと減少 している。この2つのグループのシェアの減少傾向は、1898年から1914年にかけての16 年間のほうが、1914年から1930年にかけての16年間に比べて急速であるようである。た とえば、第Ⅰ、第Ⅱ分位を合計したシェアは、所得税について 1898 年には 6.1%であったの が、1914年には3.1%へと半減し、1930年には3.6%と若干上昇している。営業税について は、1898年の15.7%から1914年の6.9%へとおなじく半減し、その後5.4%へと緩やかに減 少している。このことは、1893年取引所法における取引所の賠償責任の規定が基本的な重要 性を持ったことを意味しているのかもしれない。これにより、個別の仲買人の資産と信用は 機能しない仕組みが、我が国の株式市場システムに組み込まれたわけであり、その後の早受 け手形、代行会社、救済融資などはこの仕組みを強化していく役割を果たしたと解釈される。 ちなみに、この数値データでは、第V分位のシェアもまた増えており一種の仲買人の二極分 解現象とも見ることができるかもしれない。しかし第V分位が増えたのは、取引所の役員に なったり、また取引所での情報が経営上必要であるなどの別の動機によるところが大きいの ではないかと考えられる。

取引所の担保責任は先に注4で記したように清算取引(1922年以後は長期清算取引)について定めたものであり、仲買人が違約処分の対象となった場合、その引き起こした損害について無条件・無制限に賠償責任を負うものであり、取引所にとってもその潜在的負担は甚大であった。わが国の株式取引の取引額が当時の諸外国に比べてきわめて大きな額になったのは、この制度の存在が大きい(向井[1932])。取引所はこうして、違約に伴うリスクを負担す

81 「不詳」の理由は 1914 年については、税額未調査または 30 円以下のものとされている(他の年次については説明がない)。しかし実際には仲買人については 30 円以下の者も 10 人の情報が与えられており、統一されていないようである。

^{82 1914} 年については、株式仲買人以外に有価証券仲立業という項がありそこに 24 人の現物商の名前が出ている。このうち半田庸太郎は仲買人でもあるのでこれは株式仲買人として扱った。また、小池合資会社と小池国三、小布施新三郎と第二商店は税額を合計してそれぞれ一人の仲買人とみなした。

⁸³ 人数が 5 で割り切れない場合が、1898 年の所得税・営業税と 1914 年の営業税について生じた。これらのケースでは、われわれの仮説に不利なように第 I 分位の人数を減らすことにしてある。

ることで仲買人を保護しつつ、仲買人の納める手数料で巨大な利益を挙げていたのである。

ちなみに以上の分析に関して、市場が効率的であればそれで十分であり、仲買人の質をわざわざ問題にすることは必要ないという考えもありうる。しかし、こうした仲買人の質の悪さが、レピュテーションの点から彼らによる独自の企業情報の入手を妨げ、市場の効率性を引き下げた可能性があることも無視すべきではないであろう。また、この分析では、取引員の法人化の問題に触れていない。しかし 1922 年の取引所法改正によって法人取引員が認められ、その後の証券業者の発展の基礎ができたことは事実であろう。この点を分析に取り入れることが今後の課題として残されている84。

6. 結語

以上の分析結果は、戦前期株式市場の主要な特質を示し、かつそれが **1893** 年取引所法などの制度設計に密接にかかわったものであることを示している。

第1に、取引所と場外市場の組み合わせは、ほぼ必要にして十分な株式所有の移動、すなわち会社持分権の再配分を可能にした。これには、清算取引については取引所への取引集中義務を規定したが実物取引に関しては自由に任せたことが効いている。現物商による活発な株式売買は現物商が公社債市場に進出するに及んで、現物問屋ひいては証券会社の発展を促した。

第2に、戦前期の株式市場は価格情報の意味ではきわめて効率的であった。これは 1893 年の取引所法の下で株式売買の活発化を最優先し、仲買人と取引所の共同利潤を最大化する仕組みができたことに対応している。資産制約等にとらわれることなく、価格に含まれる情報を用いてあらゆる裁定機会を追求する行動が、戦後をも上回る株式市場の効率性をもたらしたのである。その場合、株式取引所自体の発行する株式が花形株として売買され、価格裁定の基準としての機能を果たしたのであり、仲買人も現物商も、個別銘柄の過去の価格に含まれる情報と取引所株の株価に含まれるファンダメンタルとは無縁の金融市場情報のみに基づいて、価格裁定行動を繰り返していたとみられる。

第3に、上場企業の行動を綿密に調べて将来利潤の高い企業やプロジェクトを選択するという意味での効率性は必ずしも高いものではなかった。野村が株式情報誌『大阪野村商報』や『株式年鑑』を刊行したことからもわかるように、一部の証券業者は企業情報を積極的に集める能力をもちそうした努力を怠らなかった。しかし、多くの一般の仲買人や現物商は情報を集める努力をしなかったか、信頼しうる企業情報を集めるだけのレピュテーションを持っていなかったことがこのことにかかわっていたと思われる。以上の分析結果はいわゆる情報効率性にかかわる結論であったが、このことから、取引所での仲買人であれ、場外の現物商であれ、企業のファンダメンタルにかかわる情報85についてはなおさらのこと無関心であ

85 トービン (Tobin[1984]) は資本市場の効率性の基準として次の4つを挙げている。情報・裁定効率性(Information-arbitrage efficiency)、ファンダメンタルの評価効率性

(fundamental-valuation efficiency)、完全保険効率性(full-insurance efficiency)、組織機能効率性(functional efficiency)。ファーマの方法による効率性の検討はこのうちの第1のものにかかわ

⁸⁴ 第1点は北村行伸氏、第2点は伊藤正直氏のご指摘に負う。

ったという結論が系として得られる。すなわち公開の企業情報、例えばある企業の期末利益に影響を与える公開情報、に無関心であったということは、新製品開発などといった将来収益全体の流列に関する情報ないし企業価値に影響を及ぼす情報に関しても無関心であったことを意味するからである。戦前の株式市場は、価格情報に関して高度に効率的であったが、その効率性が実物的な資源配分にかかわる資金配分にまで及ぶものであったか否かの判断については、この意味で大きな疑問符がつく。

第4に、現物商の成長とともに、大正期以後は仲買人(取引員)や証券会社による銀行との取引も活発化し、株式取引による資金需給がコール市場に有意な影響を持つまでになった。しかし売買高の極大化を重視し、そのために取引所には優秀な仲買人を選抜するインセンティブが不足していたため、仲買人の逆選択が進行し、質の劣化が生じた。初期制度設計の特質とその後の制度変化が、優良な取引員の取引員市場への参加意欲を抑え、劣悪な取引員の参加意欲を高めた可能性がある。株式取引所の"投機性"、"賭博性"などといわれる戦前期株式市場の特質はこの点にかかわっているものと思われる。

るものであり、資本市場の効率性全体にかかわるものではないことに注意が必要であろう。

参考文献

- 安達誠司、「昭和恐慌期における不良債権問題と金融システムの転換」岩田規久男編、『昭和 恐慌の研究』、東洋経済新報社、**2004** 年
- 生形要、『兜町百年』、東洋経済新報社、1967年
- 岩田規久男、「昭和恐慌の教訓」岩田規久男編、『昭和恐慌の研究』、東洋経済新報社、**2004** 年
- 上畠益三郎、「日本最初の取引所立法」『法政大学五十周年記念講演集』 法政大学、1928 年 41 ~88 頁
- 大阪株式取引所、『大株五十年史』、大阪株式取引所、1928年
- 岡崎哲二、「戦間期の金融構造変化と金融危機」『経済研究』 第 44 巻第 4 号、1993 年、300 ~310 頁
- 岡崎哲二・浜尾泰・星岳雄、「戦前日本における資本市場の生成と発展―東京株式取引所への 株式上場を中心として」、『経済研究』第56巻第1号、2005年、15~29頁.
- 岡田純夫、『証券金融と短期資金』、文雅堂、1926年
- ----、『資本市場としての証券取引所』、文雅堂、1927年
- 岡本鷸園・栗田藤太郎、『兜街繁盛記』、壬子出版社、1912年(明治期刊行図書マイクロ版集成;経済産業の部取引所・投資丸善1993年)
- 加藤福太郎、『取引所資料 元老院会議筆記抄』、財政経済学会、1936年
- 片岡豊、「明治期の株式市場と株価形成」、『社会経済史学』53 巻 2 号、1987 年、25~47 頁 ——、「戦前期の株式取引所と場外市場」、『白鷗大学論集』第 13 巻第 2 号、1999 年、33 ~154 頁
- 片岡豊・丸淳子・寺西重郎、「明治後期における株式市場の効率性の分析」、Discussion Paper Series (A)、No.191、一橋大学経済研究所、1989 年
- ----・---、「明治後期における株式市場の効率性の分析(上)(下)」、『証券 経済研究』47 号、2004 年、53~63 頁、48 号、2004 年、69~81 頁
- 久保田敬一、『ポートフォリオ理論』、日本経済評論社、1981年
- 後藤新一、『日本の金融統計』、東洋経済新報社、1970年
- 紅葉会、『風雲六十三年 神田鐂蔵翁』、1953年
- 小林和子、『株式会社の世紀一証券市場の120年』、日本経済評論社、1995年
- ———、「証券関係元老院·帝国次回審議録(一)解題」、『日本証券史資料』、戦前編第 1 巻、 日本証券経済研究所、2000 年
- 小峰みどり、「フェアー・ゲーム・モデルによる株式市場の効率性の検定(1)」、計測室テクニカル・ペーパーNo.35、日本証券経済研究所、1975年
- 小宮隆太郎・須田美矢子、『現代国際金融論:理論・歴史・政策(理論編)』、日本経済新聞社、 1983年
- 渋谷隆一編、『都道府県別資産家地主総覧(東京編 1,3)』(覆刻版)、日本図書センター、 1988

年

- 島本得一、『北浜と兜町』、文雅堂、1925年
- ----、『本邦証券取引所の史的研究』、文雅堂書店、1942年
- -----、『証券取引慣行論』、ダイヤモンド社、**1961** 年
- 志村嘉一、『日本資本市場分析』、東京大学出版会、1969年
- 高村直助、「大阪紡績会社」山口和雄編、『日本産業金融史研究・紡績金融編』、東京大学出版会、1970年 a
- -----、「尼崎紡績会社」山口和男編、『日本産業金融史研究・紡績金融編』、東京大学出版会、1970年 b
- 寺西重郎、『工業化と金融システム』、東洋経済新報社、1991年
- -----、「戦前期日本の金融システムは銀行中心であったか」、『金融研究』第 25 巻第 1 号、2006 年、13~40 頁.
- ----、「株式取引所と取引所法の成立過程」(未定稿)、2007年
- 東京株式取引所、『東京株式取引所五十年史』、東京株式取引所、1928年.
- -----、『東京株式取引所史』第3巻、東京株式取引所、1938年

東京才取会員協会、『才取史』、東京才取会員協会、1975年

- 東京証券業協会、『東京証券業協会十年史』、東京証券業協会十年史編纂委員会、1951年 東京証券取引所、『東京証券取引所10年史』、東京証券株式取引所、1963年
- 南條隆・粕谷誠、「株式分割払込制度と企業金融、設備投資の関係について:1930年代初に おいて株式追加払込が果たした役割を中心に」、『金融研究』第28巻第1号、2009 年
- 二上清、「本邦証券会社史論序説(1)」『証券経済』156 号、1986 年、 $65\sim91$ 頁 西村真次編、『村上太三郎』、九曜社、1939 年
- 日本銀行、「関東震災より昭和二年金融恐慌に至る我が財界」『日本金融史資料明治・大正篇 第22巻』1933年、737~1112頁
- 日本銀行営業局、『本邦株式取引仕法の概要と問題点』、1956年
- 日本銀行審査部編、『日本銀行沿革史』第2輯第3巻(2)、クレス出版、1991年
- 野田正穂、『日本証券市場成立史』、有斐閣、1980年
- 原田泰、「昭和恐慌期のマネーと銀行貸出は、どちらが重要だったか」、『経済分析』第 177 号、内閣府経済社会総合研究所、2005 年
- 原田泰・鈴木久美、「昭和恐慌からの回復に対する貸出と資本市場の寄与」、ESRI discussion paper series No.174、2007 年
- 藤野正三郎・寺西重郎、『日本金融の数量分析』、東洋経済新報社、2000年
- 向井鹿松、『総合取引所論』、日本評論社、1932年
- ----、『取引所投機と株式金融』、東京銀行集会所、1934年
- 森泰博、「株式現物問屋の社債・株式引受」、『大阪大学経済学』23 巻 2・3 号、1973 年、191 ~203 頁.
- 山一證券株式会社社史編纂室、『山一證券史』、山一証券株式会社社史編纂室、1958年

- Fama, E.F., "Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work," *The Journal of Finance*, Vol.25, No.2, 1970, pp.383-417
- Hoshi, Takeo and Anil Kashyap, *Corporate Financing and Governance in Japan*, MIT Press, 2001(鯉淵賢 訳『日本金融システム進化論』、日本経済新聞社、2006 年)
- Teranishi, Juro, "Financial System and the Industrialization in Japan," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, No.174, September, 1990
- Tobin, James, "On the Efficiency of the Financial System," *Lloyds Bank Review*, No.153, 1984, pp.1-15

表1 1893 年取引所法に至る法制の変遷

	株式取引所条例	取引所条例	取引所法	取引所法
	1878年	1887年	(政府案)	1893 年
	(明治 11 年)	(明治 20 年)	1892 年	(明治 26 年)
			(明治 25 年)	
取引所の経営組織	株式会社	会員組織	株式会社/	株式会社/
			会員組織	会社組織
仲買人の自己売買	可	不可	不可	可
取引所の強制担保責任	なし	なし	あり	あり

表 2 株式取引所制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
取引所の経営組織	会員組織また	会員組織	会員組織	公営	公営
	は株式会社				
仲買人の自己売買	可能	可能	不可	不可	不可
長期清算取引	あり	なし	なし	あり	あり
取引所の強制担保責任	あり	なし	なし	あり	なし

表 3 東京株式取引所の収入と配当

年度	1890	1900	1910	1920	1930
売買手数料	156	473	2,689	4,613	3,524
清算取引	_	_	2,379	4,575	3,367
実物取引	_	_	310	38	157
総収入	187	577	3,180	5,714	5,003
利益金	130	356	1,490	4,603	2,835
配当金	100	288	1,322	2,076	2,291
払込資本金	200	1,250	8,000	26,250	33,500
配当性向(%)	77.0	80.7	88.5	45.1	80.5
配当率(%)	50.0	23.0	16.5	7.9	6.8
利潤率(%)	64.9	28.5	18.6	17.5	8.5
売買手数料/総収入(%)	83.4	82.0	84.6	80.7	70.4

資料: 東京株式取引所(1928、1933) 単位: 千円 注: 利益金は前年からの繰り越しを含む。1920年度は下期の利益に公募株式額面超過金を含む。

表 4 取引所における売買金額 (東京株式取引所、1000円、年度)

		1885	1895	1905	1915	1925	1935
金銀貨		123					_
債券(現物)	国債 外国債		16*	1,972 *	38,903 *	197,125 8,909	190,981
	外国国債						7,300
	地方債			4*	18	5,709	11,363
	社債			3*	59	31,807	35,472
債券(長期清算取引)	国債	18,025*	17,123*	10*		16,151	440,004
	外国債	•	•			1,302	200,143
	地方債					458	
	社債					3,040	
株式(現物取引)			114	99,245	67,146	301,940	672,673
株式(長期清算取引)		4,359	216,123	473,201	1,442,430	3,064,450	3,759,052
株式(短期清算取引)						2,298,865	9,386,598

資料:東京株式取引所(1928、1938)

注:* 印は額面金額。初期の売買金額の詳しいデータは二上 (1986)84頁にある。また1895年度、1905年度の株式実物取引、1885年度、1895年度の株式、長期決算取引は原資料には株数のデータしかない。このため実物については1915年度の一株当たり代金60円、長期については、1905年度の一株あたり代金76.7円を適用して金額を換算して示した。

表 5 東京株式取引所における株式売買高 (年度)

年度	清算取引	実物取引	合 計	年度	清算取引	実物取引	合 計	
1878	171	82	253	1908	9,638,520	1,609,539	11,248,059	
1879	8,176	3,613	11,789	1909	11,388,390	3,867,433	15,255,823	
1880	6,189	1,771	7,960	1910	10,891,210	6,678,790	17,570,000	
1881	9,422	0	9,422	1911	10,834,630	3,155,647	13,990,277	
1882	3,601	0	3,601	1912	12,391,350	353,857	12,745,207	
1883	5,701	0	5,701	1913	9,850,790	444,098	10,294,888	
1884	104,088	0	104,088	1914	8,469,640	513,439	8,983,079	
1885	56,833	0	56,833	1915	19,565,580	1,176,800	20,742,380	
1886	703,333	53	703,386	1916	31,707,560	1,829,358	33,536,918	
1887	1,278,330	249	1,278,579	1917	24,441,800	2,467,080	26,908,880	
1888	907,669	50	907,719		25,241,340	1,988,500	27,229,840	
1889	2,038,542	37	2,038,579		40,873,410	5,456,727	46,330,137	
1890	1,629,323	9,907	1,639,230		35,730,770	5,047,300	40,778,070	
1891	1,296,410	3,879	1,300,289	1921	39,724,120	9,683,968	49,408,088	
1892	1,029,389	252	1,029,641	1 9 2 2	29,895,830	10,777,478	40,673,308	
1 8 9 3	2,657,146	142	2,657,288		31,446,080	9,089,862	40,535,942	
1894	1,839,918	1,702	1,841,620		長期清算取引	短期清算取引	実物取引	合 計
1 8 9 5	2,817,766	1,894	2,819,660		25,239,160	8,733,940	6,575,991	40,549,091
1896	3,803,146	995,664	4,798,810		38,474,490	23,341,630	6,606,354	68,422,474
1897	3,571,211	1,642,987	5,214,198	1926	48,264,340	34,094,920	8,141,185	90,500,445
1898	3,731,794	600,717	4,332,511	1927	36,390,540	22,934,500	7,499,378	66,824,418
1899	5,399,235	1,154,594	6,553,829		28,196,170	20,029,510	7,447,536	55,673,216
1900	3,941,155	1,190,795	5,131,950		21,267,230	25,087,110	5,290,411	51,644,751
1901	2,550,285	597,413	3,147,698	1930	31,442,870	30,167,080	4,732,011	66,341,961
1902	2,941,790	73,998	3,015,788		25,471,280	45,683,290	3,744,655	74,899,225
1903	1,934,220	1,117,751	3,051,971	1932	41,928,300	54,627,950	7,106,003	103,662,253
1904	3,242,300	795,320	4,037,620		50,823,720	60,605,340	7,588,888	119,017,948
1905	6,658,910	1,748,300	8,407,210	1 9 3 4	49,956,010	53,470,880	9,861,051	113,287,941
1906	12,820,670	2,081,903	14,902,573	1 9 3 5	33,811,780	59,606,310	6,741,742	100,159,832
1907	12,013,120	2,431,557	14,444,677	1936	44,693,610	53,576,240	10,084,524	108,354,374
				1937	56,219,000	86,970,680	12,636,996	155,826,676

資料:東京株式取引所史(1938) 単位:株

表 6 東京株式取引所の長期清算取引における主要銘柄の位置 (1937年)

売買代金	(千円)		受渡代金	(千円)	資本金(公称、	千円)	受渡/売買
全銘柄		4,451,737	全銘柄	711,597	全銘柄	15,396	0.16
主要銘柄		1,043,031	主要銘柄	216,910	主要銘柄	2,392	0.21
(内訳)	東京電燈	121,105		23,830		429	
	南満州鉄道	11,387		3,647		800	
	日本石油	140,343		23,139		80	
	日本産業	274,020		33,802		225	
	鐘淵紡績	274,293		30,659		60	
	台湾製糖	29,896		7,219		63	
	大日本麦酒	21,246		4,252		94	
	日清製粉	13,504		3,477		25	
	王子製紙	20,245		5,967		300	
	浅野セメント	3,176		1,223		106	
	日本郵船	82,149		12,748		106	
	日魯漁業	51,667		8,401		54	
	東京株式取引所	657,825		58,546		50	
主要銘柄の	<u>のシェア</u>	0.234		0.305		0.155	

資料: 主要銘柄は東京株式取引所(1933)、取引高などは同(1938) 注: 新株・第二新株などを含む全ての上場株式の合計の取引高。

表7 仲買人の開業数と廃業数 (大阪株式取引所、年)

年	開業数	うち3年以内に 廃業などの数	廃業率
1878-1880	194	93	0.48
1881-1890	226	183	0.81
1891-1900	183	103	0.56
1901-1910	49	6	0.12
1911-1920	104	44	0.42
1921-1925	16	3	0.19

資料: 大阪株式取引所(1928) 注: 対象は一般取引員

3年以内に廃業などとは、たとえば1922年中に開業したもののうち、1925年の年末までに廃業(死亡・除名を含み短期取引員への転業と満期は除く)したものの数。

表8 早受け手形と短期の代行(年)

_	а	b	С	c/a	c/b	d	е	f	g	f/(d+e)	g/(d+e)
	長期売買代金	長期受渡代金	早受け手形			短期受渡高	平均繰延高	平均代引尻	平均代渡尻		
<u>年</u>			手形発行代金								
1924	2,000,540	151,891	16,776	0.008	0.11						
1925	3,153,278	351,486	140,704	0.045	0.4						
1926	4,624,163	555,634	282,199	0.061	0.508						
1927	2,991,254	399,168	201,522	0.067	0.505			20,506	382		
期間合計	12,769,235	1,458,179	641,201	0.05	0.44			20,506	382		
1928	2,517,284	457,480	321,783	0.128	0.703			92,368	28		
1929	1,545,495	257,393	165,735	0.107	0.644			21,680	548		
1930	1,829,074	152,572	53,376	0.029	0.35			10,743	553		
1931	1,932,117	165,405	81,748	0.042	0.494			50,681	104		
1932	2,457,252	295,374	169,712	0.069	0.575	38,476	606,004	115,151	53	0.179	0
期間合計	10,281,222	1,328,224	792,354	0.077	0.597	38,476	606,004	290,623	1,286	0.451	0.002
1933	3,521,051	578,141	248,738	0.071	0.43	40,590	730,471	183,575	94	0.238	0
1934	3,646,693	609,941	261,005	0.072	0.428	31,588	795,488	240,899	36	0.291	0
1935	2,395,163	383,502	187,239	0.078	0.488	33,696	815,941	133,335	353	0.157	0
1936	3,051,010	496,974	226,813	0.074	0.456	37,823	873,125	206,281	642	0.226	0.001
1937	4,451,737	711,597	300,139	0.067	0.422	53,549	1,177,185	484,569	258	0.394	0
期間合計	17,065,654	2,780,155	1,223,934	0.072	0.44	197,246	4,392,210	1,248,659	1,383	0.272	0

資料:東京株式取引所(1938) 注: a、b、c は千円、d、e、f、g は一日平均株数、年次。 ただし代引の1927年の数字は7~12月の平均、 早受けの1924年の数字は6~12月の合計。

表 9 株式の売買と受渡 (東京株式取引所、1000株、年度)

	実物取引	長期清算取引		短期清算取引		売買高	受渡高
年度	売買高(=受渡高)	売 買 高	受渡高	売 買 高	受渡高	合 計	合 計
1878 - 1882	5	28	7			33	12
1883 - 1887	0	2,148	136			2,148	136
1888 - 1892	14	6,901	467			6,915	481
1893 - 1897	2,642	14,644	1,267			17,286	3,909
1898 - 1902	3,611	18,391	1,720			22,002	5,331
1903 - 1907	7,284	35,752	3,505			43,036	10,789
1908 - 1912	15,856	55,226	4,841			71,082	20,697
1913 - 1917	6,262	93,790	9,584			100,052	15,846
1918 - 1922	32,329	170,086	22,014			202,415	54,343
1923 - 1927	38,067	180,180	24,459	86,393	13,695	304,640	76,221
1928 - 1932	27,417	141,826	23,184	170,179	30,126	339,422	80,727
1933 - 1937	47,513	239,234	44,864	312,997	58,150	599,744	150,527

年度	受渡高/売買高	売買高における 短期/(長期 + 短期)	受渡高における 短期/(長期 + 短期)	実物取引の売買高 合計に占めるシェア
1878 - 1882	0.364			0.152
1883 - 1887	0.063			0.000
1888 - 1892	0.07			0.002
1893 - 1897	0.226			0.153
1898 - 1902	0.242			0.164
1903 - 1907	0.251			0.169
1908 - 1912	0.291			0.223
1913 - 1917	0.158			0.063
1918 - 1922	0.268			0.160
1923 - 1927	0.25	0.324	0.359	0.125
1928 - 1932	0.238	0.545	0.565	0.081
1933 - 1937	0.251	0.567	0.564	0.079

資料: 志村(1969)による。原資料は東京株式取引所(1928)および(1938)。 注: 1898(明治31)、1903(明治36)年度に若干の円取引があるがここでは無視してある(東京株式取引所[1928]第15章15頁)。

表 10 株式移動と取引所 (年度)

	大阪紡績		尼崎紡績	
	株式	取引所での	株式	取引所での
<u>年度</u>	移動率	移動割合	移動割合	移動割合
1890	0.223	0.311	na	0
1891	0.338	0.143	na	0
1892	0.196	0.375	0.511	0.219
1893	0.257	0.298	0.481	0.115
1894	0.12	0.068	na	0
1895	0.223	0.125	na	0
1896	0.2	0.027	na	0
1897	0.117	0	na	0
1898	0.138	0	na	0
1899	0.168	0	na	0
1900	0.111	0	na	0
1901	0.117	0	na	0
1902	0.114	0	0.368	0.001
1903	0.156	0	na	0
1904	0.625	0	na	0
1905	1.068	0.241	0.174	0.19
1906	1.442	0.213	0.466	0.573
1907	0.788	0.424	0.326	0.838
1908	0.565	0.556	0.481	0.479
1909	0.473	0.52	0.188	0.625
1910	0.47	0.406	0.101	0.39
1911	0.252	0.323	0.237	0.214
1912	0.289	0.341	0.135	0.002
1913	0.208	0.287	0.19	0
1914	0.189	0.327	0.074	0.008
1915			0.195	0.005
1916			0.391	0.102
1917			0.329	0.117

資料: 片岡·丸·寺西 (1989) および高村 (1970a,b)

注: 取引所での移動数は大阪株式取引所における移動数である。尼崎紡績については1914~18年について東京でも受渡が記録されているが(東京株式取引所[1938]諸統計186頁)、これは含まれていない。ただし比率的にはわずかである。大阪紡績は東京株式取引所(1938)には売買記録は記録されていない。

大阪紡績は1914年三重紡績と合併して東洋紡績となる。 尼崎紡績は1918年日本紡績・摂津紡績と合併して大日本紡績となる。 大阪株式取引所(1928)によると、1897~1904年 大阪紡績、1894~1901年、1903~04年 の尼崎紡績では取引所売買高は極めて低調で、また受渡高はゼロ。

表 11 株式取引所と場外市場の株価の相関係数

(1900年4月2日 5月16日)

	大阪取引所前場引値と	大阪現物商正午値段と	大阪現物商正午値段と	東京現物商正午値段と	東京現物商正午値段と
	東京取引所前場引值	大阪取引所前場引值	大阪取引所後場引值	東京取引所前場引值	東京取引所後場引値
九州鉄道	0.948	0.987	0.962	0.98	0.946
関西鉄道	0.973	0.988	0.967	0.979	0.923
山陽鉄道	0.974	0.751	0.746	0.896	0.877
京都鉄道	0.949	0.979	0.937	0.985	0.945
阪鶴鉄道		0.998	0.986		
西成鉄道		0.992	0.947		
参宮鉄道		0.997	0.976		
大阪鉄道		0.987	0.897		
日本紡績		0.99	0.938		
大阪商船		0.967	0.947		

資料: 片岡(1987)。

表 12 取引所と現物商の取扱い銘柄数 (年)

		現物商 取扱い 銘柄数	左のうち 取引所(定期 取引)売買 銘柄数			取引所のみ の取扱い 銘柄数	取引所 のシェア (%)	上場 銘柄数
			東京·大阪	東京	大阪			
1890年	東京	72	5	36	1	3	58.3	58
	大阪	28	4	5	18	4	96.3	_
1900年	東京	106	12	47	5	2	60.4	113
	大阪	186	12	14	50	0	40.9	_
1910年	東京	120	_	79	_	_	65.8	142
	大阪	227	_	_	64	_	28.2	_
1914年	東京	138	_	92	_	_	66.7	199
	大阪	220	_	_	97	_	44.1	_

資料: 片岡(1987、1999)。

東京の1910年と1914年の取引所(定期取引)売買銘柄数は

東京株式取引所(1928)による。 上場銘柄数は東京株式取引所(1928)による。

注: 現物商は1890年は東京(松屋商店、高野商店、大阪(芝大商店)。 1900年は東京(小布施仲買、泉屋両替店)、大阪(高木商店)。 1910年は東京(福島商会)、大阪(黒川商店他1店)。 1914年は東京(仲買人玉塚栄二郎)、大阪(黒川商店他3店)。

表 13 株価変化率の系列相関係数

			対象銘柄数	過去の価格 有意な銘柄				· 7	期前の価値 有意なもの			
				1期前 の価格	2期前 の価格	3期前 の価格	5期前 の価格	10期前 の価格	平均值	標準偏差	最大値	最小值
1900年1月	12月											
		大阪取引所	51	_	6	4	3	3	-0.074	0.185	0.221	-0.36
1969年3月	1974年12月	大阪の場外取引	21	4	4	2	2	3	0.072	0.14	0.172	-0.135
		東京証券取引所	47	37	16	7	5	2	-0.102	0.063	0.119	-0.187

資料: 小峰(1975)、片岡·丸·寺西(1989)。

表 14 コール市場と株の受け渡し

	貸 出 増 分	コール 増 分	金銀在高 増 分
(1) 平均值			
1922年12月1日-1925年3月28日(前期)			
5日、15日	-0.44	14.63	0.19
25日	19.25	-33.13	16.63
その他	2.5	2.4	0.08
1925年 4月4日-1927年2月28日(後期)			
5日、15日	-7.7	29.04	-1.87
25日	18.83	-55.83	22.33
その他	2.91	0.79	-3.17
(2)2時期での差の検定(t値)			
5日、15日	0.384	0.162	0.066
25日	0.953	0.111	0.667
その他	0.983	0.817	0.472
(3)同時期での差の検定(t値)			
1922年12月1日-1925年3月28日(前期)			
5日、15日と25日	0.002	0.001	0.008
5日、15日とその他の日	0.258	0.137	0.983
25日とその他の日	0.008	0.002	0.019
1925年 4月4日-1927年2月28日(後期)			
5日、15日と25日	0.01	0	0
5日、15日とその他の日	0.772	0.008	0.83
25日とその他の日	0.753	0	0.009

注: (1)の平均値の単位は百万円、(2)および(3)の値は平均値の差のt検定のp値(平均値が異なると言う仮説が棄却される確率)を示す。 サンプルサイズは前期 69、後期 103。

表 15 仲買人の銀行取引(1930年)

	所得税額	平均所得税	人数	銀行取引の記載してある者の数
	~ 283円	143円	21	3
	303円~1,209円	704円	21	6
	1,264円~3,543円	2,156円	21	7
	3,566円~8,419円	5,619円	21	8
	8,718円~32,289円	15,195円	21	8
不詳			15	7
合計			120	39

注:複数記載しているものが多い。また「各銀行」とのみ記してある者が2名。 銀行別では、第三28人、安田21人、野村17人、三井8人、三菱6人、第一4人、 第四4人、第百4人,住友3人,長岡1人、徳田1人。

表 16 仲買人の納税額の分布(東京株式取引所)

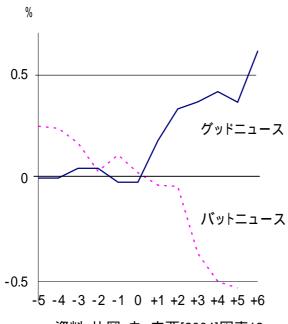
所得税

	1898年		1914年		1930年	
	人数	税額シェア	人数	税額シェア	人数	税額シェア
	13	1.6	11	0.7	21	0.6
	14	4.5	11	2.4	21	3
	14	9.8	11	7.4	21	9.1
	14	19.7	11	18.1	21	23.6
	13	64.4	11	71.4	21	63.8
合計	68	100	55	100	105	100.1
不詳	31		31		15	
	営業税					
	II >/< 1/0					
	1898年		1914年		1930年	
		税額シェア	1914年 人数	税額シェア	1930年 人数	税額シェア
	1898年					税額シェア 1.2
	1898年 人数	税額シェア	人数	税額シェア	人数	
	1898年 人数 15	税額シェア 4.7	人数 16	税額シェア 2	人数 22	1.2
	1898年 人数 15 16	税額シェア 4.7 11	人数 16 17	税額シェア 2 6.7	人数 22 22	1.2 4.2
	1898年 人数 15 16 16	税額シェア 4.7 11 16.3	人数 16 17 17	税額シェア 2 6.7 11.7	人数 22 22 22	1.2 4.2 9.1
合計 不詳	1898年 人数 15 16 16	税額シェア 4.7 11 16.3 23.3	人数 16 17 17 17	税額シェア 2 6.7 11.7 22.9	人数 22 22 22 22	1.2 4.2 9.1 20.4

資料:日本全国商工人名録(第二版)、日本全国商工人名録(第五版) 昭和五年版大日本商工録による。何れも渋谷編(1988)に収められている。

注: 仲買人(取引員)の現員数は、1898年(上期)90人(下期)97人、1914年(上期)95人(下期)88人、 1930年(上期)130人(うち一般68人短期55人国債7人)(下期)125人(うち一般69人短期57人国債9人)。 現員数は東京株式取引所(1928、1938)による。 1898年は合計と不詳を合わせると仲買人の現員数を少し超えてしまうが、これはこの前後に廃業したものを含むため とみられる。

図1 明治時代の純利益に関する累積平均残差



資料:片岡·丸·寺西[2004]図表12